

婦人労働資料 No. 135

婦 人 労 働 の 実 情

— 昭和51年 —

労 働 省 婦 人 少 年 局

婦人労働の実情

昭和51年

労働省婦人少年局

は し が き

例年、政府関係機関の発表した各種統計資料等から、婦人労働に関するものを「婦人労働の実情」としてとりまとめ、年毎の婦人労働の動きを紹介してきました。

今年は、昨年に引き続き、長期的にみた婦人労働の動きと、当面の勤労婦人対策の概況についてもあわせてとりまとめました。

婦人労働問題に関心をもたれる方々の参考になれば幸いです。

昭和52年9月

労働省婦人少年局長

使用上の注意

本冊子で使用した資料の主なものは次のとおりである。

総理府 — 労働力調査，就業構造基本調査，世論調査

労働省 — 毎月勤労統計調査，賃金構造基本統計調査，雇用動向調査，
職業安定業務統計，女子保護実施状況調査，雇用管理調査，
労働組合基本調査

文部省 — 学校基本調査

ILO — 国際労働経済統計年鑑

使用にあたっては次の点に注意して下さい。

1. 資料の分析のうち，就業及び雇用状況では主として労働力調査を用いた。
2. 昭和47年（対前年増減率は48年）以前の数値には沖縄県が含まれていない。
3. 労働力調査について
 - ① 年平均の数値を用いた。
 - ② ※印は分母が小さいため計算していない箇所である。
 - ③ 時系列接続用数値は原則として昭和35年から掲載した。ただし，接続用数値の一部については37年あるいは42年前については出されていないため，出されている時点から掲載した。
4. 賃金構造基本統計調査について

昭和51年は調査対象に変更があったため，サービス業を含まない数値を掲載した。また，時系列比較のため50年以前の数値についても同様サービス業を含まない数値を掲載した。そのため，従来の婦人労働の実情の数値と異なる箇所がある。

目

次

はしがき

I 昭和51年における婦人労働の概況	1
1 就業状況	1
(1) 労働力人口	1
(2) 就業者	1
(3) 雇 用 者	1
2 婦人の労働条件	4
(1) 賃 金	4
(2) 労働時間等	5
3 母性保護等	5
4 労働組合	6
II 長期的にみた婦人労働の動き	7
1 雇用の状況	7
(1) 雇用者の動向	7
○ 産業別の状況	8
○ 職業別の状況	9
○ パートタイマーの状況	9
○ 就業希望者の状況	10
(2) 雇用者の変化	10
○ 中高年齢者・既婚者の状況	10
○ 就労パターンの変化	11
○ 勤続年数の長期化	12
○ 高等教育終了者の増大	12
(3) 景気変動と女子雇用	12
2 賃金・労働時間等	15

(1) 賃 金	15
(2) 労働時間等	16
Ⅱ 勤労婦人対策の概況	18
1 雇用における男女平等	18
○ 法制	18
○ 国際婦人年と国連婦人の10年	18
○ 男女平等問題研究会議	18
○ 雇用における男女の機会の均等と平等の促進に関する建議	19
○ 国内行動計画	19
○ 若年定年制, 結婚退職制差別的制度の改善	20
○ 雇用における男女平等に関する相談の実施	20
2 就業援助のための主な措置	20
○ 職業相談・指導	20
○ 職業訓練等	21
○ パートタイム雇用対策	22
○ 寡婦等雇用対策	22
3 母性保護のための主な措置	23
○ 妊娠中及び出産後に対する措置	23
○ 母性給付	24
4 家庭生活との調和のための主な措置	24
○ 保育施設	24
○ 育児休業	24
5 勤労婦人の福祉施設	25
統 計 表	27

統 計 表

(就労状況等)

表 1	15歳以上人口、労働力人口、非労働力人口の推移	27
表 2	年齢階級別労働力人口及び労働力率の推移	28
表 3	農・非農、従業上の地位別就業者数、構成比及び対前年増減率の推移	30
表 4	完全失業者数、完全失業率及び対前年増減率の推移	32
表 5	主な活動状態別女子非労働力人口の推移	33

(雇用状況等)

表 6	産業別雇用者数及び対前年増減率の推移	34
表 7	産業別雇用者数、構成比及び雇用者総数中に占める女子の割合の推移	36
表 8	職業別女子雇用者数、対前年増減率、雇用者総数中に占める女子の割合及び構成比の推移	38
表 9	年齢階級別女子雇用者数、構成比、対前年増減率及び雇用者比率の推移	40
表 10	雇用形態別雇用者数及び構成比の推移(非農林業)	42
表 11	規模別雇用者、構成比及び対前年増減率の推移(非農林業)	44
表 12	配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移(非農林業)	46
表 13	教育程度別女子雇用者構成比の推移(非農林業)	48
表 14	平均年齢及び平均勤続年数の推移	48
表 15	年齢階級別平均勤続年数の推移	49
表 16	学歴別新規学卒就職者数及び構成比の推移	50
表 17	中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移	52
表 18	一般職業紹介状況の推移	53
表 19	入職・離職状況の推移	54
表 20	求職理由別求職者(転職・追加就業希望者)数	55
表 21	女子の離職理由の推移	56
表 22	女子パートタイム労働者の入職状況	57
表 23	短時間就労雇用者数の推移(非農林業)	58
表 24	家内労働者数の推移	59
表 25	無業者の就業希望	60

イ 年齢階級別就業希望者数及び就業希望率の推移	60
ロ 希望する仕事の形態別就業希望者数及び構成比の推移	61
(労働条件等)	
表26 きまって支給する給与、所定内給与及び男女格差の推移	62
表27 月間給与総額及び男女格差の推移	63
表28 年齢階級別きまって支給する給与及び所定内給与の男女格差の推移	64
表29 年齢階級・勤続年数別所定内給与の男女格差	65
表30 特定条件別にみた所定内給与の男女格差	66
表31 産業別月間現金給与総額及び対前年増減率	67
表32 月間実労働時間数及び出勤日数の推移	68
表33 主な週休制の形態別企業数及び週休制の形態別労働者数構成比の推移	69
(職場における男女平等関係)	
表34 女子の採用の有無及び採用条件の相違の有無別事業所構成比	70
表35 女子を配置しない職種部門の有無別事業所構成比	70
表36 女子に対する教育訓練実施の有無別事業所構成比	71
表37 配置転換の有無別事業所構成比	71
表38 昇進昇格の有無及び女子を昇進昇格させない理由別事業所構成比	72
表39 定年制の有無及び決め方別企業構成比	72
表40 男女別定年制における定年年齢別企業構成比	73
表41 定年制規定方法別企業構成比	73
表42 男女別定年延長の場合の定年年齢の変化	74
表43 女子に特有な退職制の規定状況	74
(女子雇用に関する意識)	
表44 男女平等に関する世論調査	75
イ 職場においては男女は平等に扱われているか	75
ロ 職場によって女性が男性と同じ扱いを受けていないところがあるのをどう思うか	75
ハ 結婚や出産を機会に勤めをやめることをどう思うか	76
ニ 結婚や出産を機会に勤めをやめるのはよくない理由	76
ホ 条件がととのえば勤めをやめなくなると思うか	76
ヘ 女性の保護等に関する措置が女性の職場を限られたものにするか	76

表45 婦人に関する世論調査	77
イ 女性が職業をもつことは女性の地位を高めるのに役立つか	77
ロ 職業の継続意思	77
ハ 職業をやめた理由	78
ニ 女性が職業をやめる原因	78
ホ 女性の就業制限	78
(母性保護等)	
表46 女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合	79
表47 一人平均産前産後休業日数	79
表48 妊娠中の軽易業務転換及び育児時間請求者の割合	80
表49 生理休暇の請求状況	80
表50 母性保護規定等の実施事業所の割合	81
表51 育児休業制度実施事業所の割合	81
表52 妊娠、出産による退職者の割合	81
表53 健康保険等による分娩費給付決定件数	82
表54 出産手当金1件平均給付額給付日数の推移	82
(その他)	
表55 労働組合員数及び推定組織率の推移	83
表56 産業別単位労働組合数及び組合員数	84
表57 認可保育所数及び入所児童数の推移	85
表58 上級学校進学者数及び進学率の推移	86
表59 関係学科別大学、短期大学在学生の構成比	87
表60 職業訓練科別の女子の占める割合	88
表61 各国における従業上の地位別女子就業者構成比	89
表62 各国における就業者総数及び雇用者総数中に占める女子の割合	90
表63 各国における産業別雇用者数	91
表64 各国における男女賃金格差	92
表65 働く婦人の家設置状況	93
表66 内職相談センター設置状況	94
表67 ターミナル職業相談室設置状況	94

参 考

1. 雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進に関する建議 95
2. 国内行動計画（抜粋） 97
3. 雇用、職業上の男女平等に関する裁判例 102

Ⅰ 昭和51年における婦人労働の概況

1 就業状況

(1) 労働力人口

昭和51年の15歳以上女子人口は4,388万人で前年より46万人増加し、男子(4,155万人)より233万人多い。また、女子労働力人口は2,010万人で、対前年比1.2%の増加となり、2年連続して減少したあと増加に転じた。労働力人口総数に占める女子の割合は37.4%で前年(37.3%)とほとんど変わっていない。(表1)

女子労働力率は48年の48.2%をピークに低下していたが51年は前年と同率の45.8%となった。年齢階級別にみると、15～19歳層で前年に引続き低下したのに対し、他の年齢層では上昇に転じた。(表2)

(2) 就業者

51年の女子就業者数は1,976万人で前年より23万人、1.2%増加し、2年連続の減少のあと増加に転じたものの、これまでの最高であった48年の水準には達しなかった。農林・非農林別にみると、農林業就業者は308万人で対前年比4.6%減と減少傾向が続いている。一方、非農林業就業者は1,668万人で前年より2.3%増加した。

従業上の地位別に女子就業者をみると、自営業主278万人、雇用者1,203万人、家族従業者493万人となっており、自営業主と家族従業者が前年より減少したのに対し、雇用者は増加した。家族従業者は農林・非農林業ともに減少したが自営業主は非農林業では増加しており、減少は農林業の減少によるものである。(表3)

また、51年の女子の完全失業者は34万人、完全失業率は1.7%となり、失業者、失業率ともに前年と変わっていない。一方、男子は完全失業者74万人(50年68万人)、完全失業率2.2%(50年2.0%)と前年より増加している。(表4)

(3) 雇用者

51年の女子雇用者数は1,203万人であり、2年連続の減少から対前年比3.1%の増加に転じこれまでの最高水準に達した。また、雇用者総数に占める女子の割合は32.4%と前年(32.0%)より増加した。(表7)

○ 産業別状況

女子雇用者の多い産業は製造業(370万人)サービス業(318万人)卸売業、小売業(303万人)である。従来からこれらの産業で女子雇用者の8割以上を占めており、51年においても82.4%と前年(82.2%)に比べてほとんど変化がみられない。

産業別雇用者数を前年に比べてみると公務で減少(3.2%減)した以外は各産業とも増加しており、なかでも建設業(6.1%増)運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業(4.8%増)卸売業、小売業(4.5%増)の伸びが大きい。また、49、50年と連続して大幅に減少した製造業も対前年比2.5%と増加に転じた。(表6)

○ 職業別状況

51年の女子雇用者の多い職業は事務従事者(387万人)、技能工・生産工程作業員(299万人)、サービス職業従事者(保安職業を含む、以下同じ。160万人)でこれらの職業で女子雇用者の70.4%を占めており、この割合は前年(70.5%)とほとんど変らない。(表8)

前年に比べ職業大分類でみると全職業で増加したが、単純作業員(11.6%増)と、実数は少ないが管理的職業従事者(9.1%増)における伸びが特に大きく、次いで技能工・生産工程作業員(4.2%増)、販売従事者(3.9%増)となっている。

○ 配偶関係別・年齢別状況

非農林業女子雇用者を配偶関係別にみると、未婚者は428万人で前年より12万人、2.7%減少したのに対し、有配偶者は635万人で前年より40万人、6.7%の増加、死別・離別者は131万人、前年より6万人4.8%の増加となっている。この結果、既婚者(有配偶者と死別・離別者)が女子雇用者中に占める割合は64.1%で前年(62.1%)よりさらに増加した(表12)

また、女子雇用者を年齢階級別にみると前年に比べ34歳以下では25～29歳層を除き減少しているが、35歳以上では各年齢層で増加している。35歳以上の者の割合は51年は49.8%となり前年(47.6%)より高まっている。(表9)

○規模別状況

非農林女子雇用者を企業規模別にみると、500人以上の規模は239万人で前年より減少(1.2%減)したのに対し、499人以下の規模では増加(4.7%増)している。また、企業規模別の構成を男子と比べてみると500人以上の規模には女子の20.0%、男子の26.7%が分布しているのに対し、1～29人の規模には女子の38.2%、男子の31.4%が分布しており女子が小規模企業に偏っているのがわかる。(表11)

○入職・離職状況

雇用動向調査によれば51年の女子の入職率(1月1日現在の常用労働者数に対する入職者の割合)は22.4%で前年(20.2%)より高まった。(表19)

女子入職者の動きを職歴別にみると、一般未就業者(入職前1カ年間に就業経験がなかった者で新規学卒者を除く。)は前年より22.8%と大幅な増加となったのに対し、転職者の増加率は1.8%と比較的小さく、また、新規学卒者は前年より0.9%の減少となった。

一般未就業者からの入職者を年齢階級別にみると、19歳以下では前年に比べ15.6%と大幅な減少を示したが、他の年齢層ではいずれも増加した。なかでも増加率の大きかったのは35～44歳層の34.4%増、55歳以上の31.3%増、30～34歳層の30.2%増であり、30歳以上の増加が大きい。

51年の女子の離職率(1月1日現在の常用労働者数に対する離職者の割合)は22.7%と前年(23.2%)より減少した。離職者を離職理由別にみると、経営上の都合によるものが前年より40.0%減と大幅な減少を示している。(表21)

雇用形態別に女子の入職・離職状況をみると、常用名義の者は入職率 19.1%、離職率 20.3%と離職超過率（離職率－入職率）が 1.2%であるのに対し、臨時・日雇の者は入職率 63.1%、離職率 52.2%で入職超過率（入職率－離職率）が 10.9%と常用名義の者が離職超過であるのに比べ入職超過となっている。

また、パートタイマーの入職・離職状況をみると入職者数は対前年比 35.2%増、離職者は対前年比 18.7%増と入職者の増加が大きい。入職者のうち一般未就業者からの入職者は対前年比 46.5%増と、一般未就業者の入職の増加が大きい。（表 22）

2 婦人の労働条件

(1) 賃 金

毎月勤労統計調査によると、51年の女子の1人平均月間現金給与総額は 12万9,675円（男子 23万999円）で、前年より 13.7%の増加（男子 13.1%増）となったが、伸び率は49年の 27.6%をピークに減少しており、51年は42年以降最も低い伸び率となった。（表 27）

現金給与総額について男女間格差をみると、男子の賃金を 100とした女子の賃金は 56.1と前年（55.8）に比べ 0.3ポイント縮小した。

また、賞与等特別に支払われた給与や超過勤務手当を除いた所定内給与（賃金構造基本統計調査）でみると、男女の賃金格差は小さくなり、男子を 100とした女子の賃金は 58.3（前年 57.8）となっている。（表 26）

産業別に現金給与総額をみると、サービス業（17万4,675円）、電気・ガス・水道・熱供給業（16万174円）、運輸・通信業（15万5,833円）で比較的賃金水準が高いが前年に比べ増加率の大きいのはサービス業 15.2%増、金融・保険業 15.0%増、運輸・通信業 14.9%増である。また、男女間格差は運輸・通信業 67.0、サービス業 65.3が特に小さい。（表 31）

また、年齢階級別に所定内給与の男女間格差をみると若年層の賃金格差が小さく、年齢が高くなるにつれ格差が大きくなり、40～44歳層で最も大きく、45歳以上層では格差が小さくなる傾向がある。（表 28）

更に、男女の賃金の実質的格差をより明確に把握するため、男女の学歴、年齢、勤続年数を同一にした特定条件により所定内給与をみると、男女の格差はさらに小さくなり、最も男女間格差が大きい40～44歳層においても小学・新中卒、勤続20～29年で75.3、旧中・新高卒、勤続20～29年で70.7となっている。(表30)

(2) 労働時間等

51年の女子の実労働時間数は1人平均月間総労働時間数が165.0時間(前年163.0時間)、所定内労働時間159.7時間(前年158.2時間)、所定外労働時間5.3時間(前年4.8時間)となり、いずれも前年より増加した。一方、男子の労働時間数は総実労働時間178.7時間(所定内164.3時間、所定外14.4時間)といずれも女子よりも多い。また男子においてもこれまで減少が続いていたのが51年には増加に転じた。(表32)

また、51年の出勤日数は21.7日となり、前年(21.5日)より若干多くなった。一方、男子も51年は22.0日と前年(21.8日)より増加している。(表32)

実労働時間数と出勤日数は減少傾向にあるが51年において増加したのは、不況下に企業が操業短縮や一時休業の措置を講じたために労働時間数、出勤日数が減少し、特に49年に著しく減少したが、景気の回復に伴いこれらの措置が解かれたことにより増加したものと考えられる。

産業別に労働時間の動きをみると所定内労働時間は鉱業、卸売業、小売業及び電気・ガス・水道・熱供給業では前年に比べ減少しているが、他の産業では増加しており、増加の大きかったのは不動産業(2.1%増)と製造業(1.9%増)である。一方所定外労働時間はサービス業、電気・ガス・水道・熱供給業で前年に比べ減少し、不動産業で保合いであったが、他の産業では増加しており、特に不況による落ち込みの大きかった製造業(38.9%増)では所定内、所定外ともに大幅に増加している。

3 母性保護等

昭和51年1月1日から12月31日までの1年間に出産した女子労働者

の割合は、女子労働者の2.7%、有夫者の5.8%である。なお、女子労働者が妊娠又は出産によって退職した割合は、出産者（産前産後休業中に退職した者を含む）の38.7%を占めている。（表46）

産前・産後の一人平均休業日数は、産前36.4日、産後48.7日となっている。

日数別の分布では、産前は36日から42日までの者が34.6%で最も多く、6週間を超える者は26.2%である。産後は42日の者が最も多い（40.4%）が、6週間を超える者の計は51.2%となっている。

妊娠中に軽易業務に転換した女子労働者は妊娠した者の11.3%で、そのうち妊娠5カ月未満に転換した者は47.1%となっている。

また、出産後も勤務し続けた女子労働者のうち、育児時間を請求した者は22.7%で、請求時間は1日2回各30分の者が35.2%、1日1回60分の者が34.7%、その他が30.1%である。（表48）

育児休業を実施している事業所は6.3%であり、規模別にみると規模が大きくなるほど割合が高くなっている。（表51）

4 労働組合

51年6月末現在の女子労働組合員数は341万人で、前年より1.2%減、推定組織率（女子雇用者総数に占める女子労働組合員数の割合）も28.3%と前年（29.0%）より低下している。また、男子の推定組織率が35.8%であるのに比べ、女子の組織率はかなり低い。（表55）

女子組合員の産業別の構成をみると、製造業が全産業の29.1%を占め、次いでサービス業22.0%、金融・保険業16.0%、公務13.0%の順となっている。また、組合員中の女子の割合をみると、金融・保険業57%、サービス業43.3%、卸売業、小売業39.9%、公務33.6%では女子の割合が高い。（表56）

Ⅱ 長期的にみた婦人労働の動き

昭和30年代以降の経済成長により婦人労働は量的に増加するとともに、その就業分野や構成等にも変化が現われている。ここでは主として昭和35年以降の婦人労働の動きを雇用者を中心に概観することとする。

1 雇用の状況

(1) 雇用者の動向

30年代以降の経済の高度成長に伴い女子雇用者数は年々大幅に増加し、35年の738万人から45年には1,096万人となったが46、47年には景気後退により伸び率の鈍化がみられた。しかし48年には大幅に増加し、それまでの最高となったが、49年には石油ショックを契機とする景気後退により高度経済成長はじまって以来のマイナスとなり、更に50年にも連続して減少した。しかし、51年には再び増加に転じ1,203万人となった。

(表6)

このように景気変動による増減があるとはいえ、長期的にみて女子雇用者数が増加した背景には次のような要因が考えられる。

まず、需要側の要因としては高度経済成長のもとで労働力需要が著しく増大したこと、上級学校への進学率の上昇、出生率低下の影響等により42年以降新規卒卒の若年労働力が減少し、労働力の給源転換がすすめられたこと、技術革新の進展等による生産方式の機械化・自動化に伴い単純作業・不熟練の就業分野が拡大したこと、などである。

他方、供給側の要因としては、高学歴化に伴って社会参加意識が高まったこと、出生児数の減少による育児期間の短縮・家庭用電気機械器具の普及に伴う家事労働の軽減によって余暇が増大したこと、生活水準の上昇とともに、また最近では物価の上昇や老後生活の不安に対して追加収入の必要性が高まったこと、などが挙げられる。

一方、雇用者を含めた女子就業者は35年の1,807万人から、ピークとなった48年には2,023万人に達しその間216万人、12.0%とわずかの増加

にとどまっている。これは経済の高度成長に伴う産業構造の変化により非農林業雇用者は増加したが、一方で農林業家族従業者の減少があったためである（表3）

雇用者が大幅に増加した結果、女子雇用者が女子就業者中に占める割合は35年の4割から51年には6割を超えるまでになった。また、雇用者の増加は男子においても著しかったが、全般に女子の伸びが男子よりも大きいため雇用者総数に占める女子の割合は35年の31.1%から45年には33.2%まで上昇した。しかし、46年以降の景気変動の影響を女子の方が男子よりも大きく受けたため46年以降女子の割合は32%台を上下している。

（表7）

○ 産業別の状況

35年から51年の間に女子雇用者の増加数が著しかったのは卸売・小売・金融・保険・不動産業（211万人増）、サービス業（136万人増）製造業（101万人増）である。また、増加率でみると卸売・小売・金融・保険・不動産業（127.1%増）サービス業（74.7%増）で増加が著しく、これらの産業では女子雇用者総数が減少した49、50年においても増加を続けている。一方35年から51年の間に女子雇用者が減少した産業は農林業、漁業水産養殖業及び鉱業である。（表6）

産業別構成をみると、従来から女子雇用者は製造業、卸売・小売・金融・保険・不動産業及びサービス業に集中しており、35年においてもこれらの産業における女子雇用者は女子雇用者総数の83.6%を占めていたが、51年には88.8%となり更に集中度が高くなっている。なお、男子雇用者総数におけるこれらの産業の雇用者の占める割合は66.3%（51年）にすぎず男子は女子に比べ各産業へのちらばり方が大きい。（表7）

近年、製造業を中心とする第2次産業の比重の相対的低下と、卸売・小売業やサービス業を中心とする第3次産業の比重の高まりがみられ、その結果、製造業は従来女子雇用者の最も多くが就業していた産業であるが、その割合は低下傾向にあり、35年の36.4%が51年には30.8%となり卸売・小

売・金融・保険・不動産業の31.3%よりも低くなった。

○ 職業別の状況

42年から51年の10年間の女子雇用者の変化を職業別にみると卸売・小売・金融・保険・不動産業、サービス業、製造業における女子雇用者の増加に伴って、事務従事者(109万人増)、専門的・技術的職業従事者(54万人増)及び技能工・生産工程作業員(39万人増)の増加数が大きい。増加倍率では管理的職業従事者(140.0%増)の伸びが最も大きく、専門的・技術的職業従事者(64.3%増)及び事務従事者(39.2%増)がこれに次いでいる。また、女子雇用者が減少した職業は農林・漁業従事者、単純作業員、運輸・通信従事者である。(表8)

51年の職業別構成をみると事務従事者(387万人)が最も多く、次いで技能工・生産工程作業員(299万人)、サービス職業従事者(160万人)、専門的・技術的職業従事者(138万人)、販売従事者(134万人)となっている。42年と比べ構成比の増加が大きかったのは事務従事者と専門的・技術的職業従事者であり、管理的職業従事者は42年の0.5%が51年には1%となった。

また、職業別に雇用者中に占める女子の割合をみると、51年はサービス職業従事者で女子が過半数(50.8%)を占めているほか、事務従事者(49.4%)、専門的・技術的職業従事者(44.7%)に女子が多い。

○ パートタイマーの状況

近年、パートタイム就労の女子雇用者の増加が著しい。パートタイマーの実数を示す統計資料がないので非農林業の週35時間未満の短時間就業者数をパートタイマーに代る指標としてみると、51年には192万人と42年(114万人)に比べ大幅に増加しており、この間の女子雇用者の増加倍率を上まわる伸びを示している。その結果、雇用者中に占める割合は42年の11.8%から51年には16.4%に上昇している。(表23)

また、女子のパートタイマーの入職状況をみると、入職者数は46、49年には不況の影響により前年に比べ減少したものの、45年以降増加傾向にあ

り、特に51年には前年に比べ大幅に増加しており、入職者総数に占める割合も45年の9.1%から51年は17.8%と上昇している。(表22)

○ 就業希望者の状況

就業構造基本調査により女子無業者の就業希望状況をみると就業希望者は37年には396万人であったが、49年には776万人と2倍近い大幅な増加となっている。これを年齢階級別にみると15～19歳層では就業希望者は減少しているが、他の年齢層では増加しており、就業希望率をみると25～39歳層の高まりが著しい。(表25-1)

就業希望者が希望する仕事の形態をみると、43年には「家庭で内職をしたい」者が286万人で就業希望者中35.6%を占め最も多く、次いで「短時間勤務で雇われたい」が242万人(30.2%)、「普通勤務で雇われたい」123万人(15.4%)となっていたが、49年には「短時間勤務で雇われたい」が344万人(37.3%)と増加したのに対し「家庭で内職をしたい」が271万人(29.3%)と減少し、「普通勤務で雇われたい」は144万人(15.6%)とわずかの伸びにとどまっており、短時間勤務で雇われたい者の増加が著しい。(表25-ロ)

49年の短時間勤務を希望する者のうち、25～34歳層が40%を占め、次いで、35～44歳28%、15～24歳15%と家事・育児の負担の大きい年齢層の者が多い。

就業希望者の希望理由をみると49年には「収入を得たいから」が67.1%と最も多く、次いで「余暇ができたから」16.8%、「技能を生かしたいから」7.0%「その他」6.8%となっている。

(2) 雇用者の変化

○ 中高年齢者、既婚者の状況

従来、わが国の女子雇用は未婚の若年層が中心であり、35歳以上の者の占める割合は42年には36.6%にすぎなかったが、経済の高成長に伴い中高年齢層の職場進出が増大し、出生率の低下や進学率の上昇による若年層の減少とも相まって、その割合は年々上昇し、51年には約5割となった。

なかでも40～54歳層の増加が著しく42年の211万人から51年には362万人となった。(表9)

一方、平均年齢は35年の26.3歳が42年29.0歳、51年には33.5歳と高くなり、男子との差は35年の6.5歳から51年には2.8歳と縮小した。(表14)

また、これとともに既婚女子雇用者が大幅に増加し、37年には未婚者が女子雇用者の55.2%を占めていたが、42年には51.4%となり、51年には35.8%に低下した。一方、有配偶者は37年の32.7%が51年には53.1%になった。また、夫の不慮の事故等により死別や離別した寡婦は、37年の96万人(12%)から、51年は131万人(11%)となっている。(表12)

○就労パターンの変化

既婚婦人・中高年婦人の雇用増大に伴って、最近では結婚まで就労する者のほか、結婚・出産後も引き続き就労する者、結婚・出産により一時職業生活を中断し育児の負担が少なくなった段階で再び職業生活に復帰する者、中高年になってはじめて職場に出る者など、女子雇用者の就労形態は多様化してきた。

この動きを年齢階級別の雇用者比率(15歳以上人口に占める雇用者数の割合)の動きでみると、雇用者比率は20～24歳層と40～54歳層をそれぞれピークとし、30～34歳層をボトムとするいわゆるM字型カーブを描いている。第1のピークである20～24歳層は42年の57.0%が51年には58.8%とあまり変化していないが、30～34歳層のボトムは42年の21.9%が51年には24.4%と上昇し、第2のピークである40～54歳層では42年24.0%から51年には32.4%とかなり高くなっている。(表9)

25～34歳層における低下は女子雇用者が結婚・出産・育児の負担により職業生活を中断することによるものであり、この低下が42年に比べてゆるやかになっているのは結婚・出産等により退職しない者の増加を、また、同じく40～54歳層の増加は中高年齢者の職業生活への復帰又は、はじめ

て職場に出る者の増加をうかがわせる。

○ 勤続年数の長期化

35年の女子労働者の平均勤続年数（同一企業に勤続した年数）は3.6年であったが、51年には5.6年と長期化している。また、年齢階級別にみると、40歳以上の年齢層の伸びが大きく、この層の定着が進んでいる。

51年の男子の平均勤続年数は10.3年で女子より4.7年長い。男女の勤続年数を年齢階級別にみると30歳未満では差はほとんどないが30歳以上から徐々に差が大きくなり、50～54歳層がピークで9年の差となり、その後は減少して60歳以上ではほとんど差がなくなる。これは男子は定年まで勤続するものが多いのに対し、女子は前述のように定着が進んでいるものの結婚・出産等により職場を離れるものが多いためと考えられる。（表15）

○ 高等教育終了者の増大

上級学校進学率の上昇に伴って、女子雇用者中に占める高等教育終了者の割合も増加傾向を示している。49年の就業構造基本調査により女子雇用者の教育程度別構成をみると、初等教育終了者（小学校・新制中学校卒業生）41%，中等教育終了者（旧制中学校・新制高等学校卒業生）45%，高等教育終了者（旧制高校・専門学校・新制短期大学・高等専門学校・大学卒業生）13%，在学者0.9%である。近年、初等教育終了者の比率が低下し、中等教育終了者の比率はほぼ横ばいで、高等教育終了者の比率は43年（8%）、46年（10%）に比べ、わずかながら上昇している。（表13）

また、新規学卒就職者の学歴別構成の動きをみると、中学校卒業者が大幅に減少し、短期大学・大学卒業者の増加が著しい。短期大学・大学卒業者の占める割合は35年にはともに2%未満にすぎなかったが、この割合は大幅に高まり、51年には短期大学卒業生が19.5%、大学卒業生が9.0%となった。しかし、男子は51年に短期大学卒業生が2.2%にすぎず、大学卒業生が37.7%であるのに比べると女子は短期大学卒業生の割合が高い。（表16）

(3) 景気変動と女子雇用

女子の雇用は男子に比べ景気変動の影響を受けやすいといわれているが、

46年以降の景気変動と女子雇用の動きをみると、女子雇用者は46年から47年の不況時には増加率が鈍化し、男子の増加率の半分以上である。また、48年には大幅に増加したが、48年秋以降の不況では男子が低率ではあるが増加を続けたのに対し、女子は49年1.3%減、50年0.4%減と2年連続して減少している。

非農林業女子雇用者の規模別の動きをみると、規模が大きくなるほど不況の影響が大きくなり、規模100人以下の企業では増加傾向を持続している。しかし、500人以上の規模においては、48年に増加をみたものの、47年以降毎年減少が続いており、景気の回復がみえはじめた51年においても減少した。

産業別にみると、女子雇用者で景気変動の影響を最も強く受けたのは製造業で、46、47年と2年連続して減少した。48年にはこれを上回る増加をみたものの、オイルショック以降の不況の下で、49、50年は再び大幅に減少した。しかし、51年には女子はわずかながら増加に転じている。なお、不況下においても、卸売・小売・金融・保険・不動産業及びサービス業等の第3次産業においては、不況の影響は少なく、女子雇用者は逐年増加をつづけている。(表6)

大規模企業における不況の影響は、女子のみでなく男子にも現われており、男子の雇用者は全体としては増加傾向にあるが、500人以上では50、51年と減少が続いている。(表11)

また、雇用形態別にみると、47年には、女子の常雇は増加から減少に転じたが、この時期には、臨時、日雇ともむしろ増加している。しかし、その後の不況期には、臨時、日雇が大きな影響を受け、ともに大幅な減少となった。男子においても、49、50年の不況期には、臨時、日雇の減少が大きい。女子は男子に比べ臨時、日雇の占める割合が比較的高いため、その減少が雇用者全体に与える影響は男子より大きくなっている。(表10)

また、パートタイマーも、不況の影響を受けやすいと言われているが、雇用動向調査から女子パートタイム労働者の入職状況をみると、46年に9.1

%減少した後、47年、48年 にそれを大幅に上回る増加となり、49年には前年の増加率以上に大きく減少し、50年には27%もの大幅な増加をみるなど、景気の変動に伴い大きな振幅がみられる。なお、パートタイマーの入職者全体の半数近くを占めている製造業においては、景気変動の影響が更に顕著にみられる。(表22)

女子が景気変動の影響を受けやすいということは、不況期における減少のみならず、景気回復過程においては逆に改善が早く進むことを意味する。ドルショック不況後の48年に女子雇用者は5.4%増(男子雇用者は2.9%増)石油ショック不況からやや明るさがみえてきた51年には3.1%増(同1.2%増)と男子の増加率を上回る増加をみせている。

不況のため雇用者が減少した時期の失業者の動きをみると、48年から50年にかけて、女子雇用者は20万人減少している一方、完全失業者は10万人の増加にとどまっている。(表4)

このように不況下において、女子雇用者が減少したにもかかわらず女子の失業者の増加が少ないのは、失業した女子が求職活動することなく労働市場から去り、非労働力化するものが多いためと考えられる。この非労働力化した者の大半は「家事などのかたわら仕事」をしていた者であり、「主に仕事」の者は少ないと思われる。「家事などのかたわら仕事」の者が減少したのに対応し、非労働力人口中「家事」の者が増加している。「家事などのかたわら仕事」の者は内職している自営業主や臨時、日雇、パートなどの雇用者が多く、これらの層は不況下の生産調整の影響を最も受けやすい存在であり、多くは就業の場を失うと無理に求職活動をせず非労働力化し、再び適当な仕事が出現するまで家庭にとどまる、いわゆる縁辺労働力といわれるものである。

このように家事と不安定な就業との間を往來する縁辺労働力の存在が女子が景気変動の影響を受けやすい一因となっている。

2 賃金、労働時間等

(1) 賃 金

女子労働者の賃金は、高度経済成長のもとで月間現金給与総額が35年の12,414円から51年には129,675円と10倍をこえる伸びを示しており、この間女子の賃金の対前年増減率は、ほぼ毎年男子の伸びを上まわってきた。(表27)

平均月間現金給与総額について男子を100とした女子の賃金の比率をみると、35年の43から51年には56と上昇し、男女の賃金格差は徐々に縮小してきている。また、賞与など特別に支払われた給与や超過勤務手当を除いた所定内給与額でみると、51年の男女の賃金格差は58とさらに小さい。(表26)

男女の賃金格差が生ずる要因には次のようなものが考えられる。まず、男女の就業分野の違いがあげられる。企業は一般に女子の勤続期間が短いことから女子を短期補助的労働力に固定化する傾向があること、また、女子が長い間職業生活を中断した後入職する場合には技能・技術を身につけておらず単純軽作業に就業せざるを得ないという事情がある。また、女子は危険有害業務や一部の業務を除き深夜業のある業務には就労できないことや、時間外労働についての制約があることなどのため、男子よりも就業分野が限られている。

また、男女の労働時間の差も賃金格差の一つの要因となっている。月間実労働時間数には男女の差があるがこのうち所定内労働時間においても女子が51年は159.7時間であるのに対し男子は164.3時間と4.6時間長い。

更に、わが国ではいわゆる年功序列賃金制度が一般的に採用されているため、結婚・出産・育児等により退職する者が多いなど男子に比べ勤続年数が短い女子は男子との間に賃金格差が生ずることとなる。

なお、わが国の賃金は、仕事の内容、労働時間数とはかわりなく、扶養家族数、住宅費など生活費に対応する諸手当が含まれることが多い。女子は家計の主たる担い手ではないことが多いので、これらの生活手当は主として

世帯主の男子に支給され、女子は支給されることが少ない。この生活手当の差も月間現金給与総額の男女間格差の一要因となっているものと思われる。

このように男女の賃金格差が生ずる要因はいろいろ考えられるが、前述のように賃金格差は徐々にではあるが縮小されている。これは労働力不足の進展に伴って女子労働力に対する需要が急増したこと及び女子労働者の学歴構成が高まり、平均年齢・平均勤続年数が伸びてきたこと、またこれとあいまって、管理的職業や専門的・技術的職業従事者が増えるなど、婦人の就業分野も拡大してきたことなどによるものと考えられる。

(2) 労働時間等

1人平均月間総実労働時間数をみると、51年には前年より増加したが、長期的にみると男女とも30年代中頃以降減少傾向が続いている。女子の月間総実労働時間数は35年は192.1時間（うち所定内181.6時間）にまで減少した。51年には若干増加して165.0時間となったが、これは49、50年に一時休業等が広範に行われたことによる落ち込みが大きかったためである。（表32）

また、1人平均月間出勤日数も労働時間と同様に35年の23.9日が年々減少し50年には21.5日となった。51年には若干増加して21.7日となったが、これは労働時間と同じく49、50年に不況による減少が大きかったためである。（表32）

実労働時間数の減少は、30年代後半は所定外労働時間の減少によってもたらされたが、40年代に入ってから、週休2日制の導入等制度的な労働時間短縮が行われ所定内労働時間と出勤日数が減少した。51年9月現在、なんらかの形で週休2日制を実施している企業は43.4%、その労働者は71.3%に及んでいる。（表33）

女子の労働時間の動向を男子のそれと比べてみると、男子については月間総実労働時間数が35年は206.8時間（うち所定内180.5時間、所定外26.3時間）であったが年々減少し、50年には175.8時間となり、51年には若干増加して178.7時間となった。また、男子の出勤日数は35年の

24.3日が50年には21.8日まで減少したが、51年には若干増加して22.0日となった。このように労働時間・出勤日数は男女ともに減少する傾向にある。女子の労働時間数及び出勤日数が男子より少ないのは法令上労働時間の制限等があることのほか、既婚婦人の雇用増大に伴いパートタイム雇用が増加したこと等によるものと考えられる。

Ⅱ 勤労婦人対策の概況

1. 雇用における男女平等

経済社会の発展に伴って勤労婦人の数は著しく増加し、広く各分野で大きな役割を果たすとともに、婦人にとっても職業生活の意義は大きくなっており、職場での処遇に対する関心が高まり、男女の平等をめざす動きが活発になっている。

○ 法 制

わが国の法制における雇用に関する男女平等についての主な規定としては、法の下での平等の原則（憲法第14条）、職業紹介及び職業指導における男女の差別的取扱いの禁止（職業安定法第3条）、組合員資格に関する男女の差別的取扱いの禁止の規約への規定義務（労働組合法第5条第2項第4号）、賃金の差別的取扱いの禁止（労働基準法第4条）、公の秩序、善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為の無効（民法第90条）などがある。従来、これらの規定が遵守されるように関係機関における指導がなされてきた。

○ 国際婦人年と国連婦人の10年

1975年国際婦人年世界会議において世界行動計画が、また第60回ILO総会において婦人労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言と行動計画が採択された。さらに国際連合では1976年から85年までを「国連婦人の10年」とすることを宣言し、各国では、国際婦人年の目標である「平等・発展・平和」の達成のための努力がつけられている。

○ 男女平等問題研究会議

わが国では、これより前に、雇用における男女平等に対する関心が高まっている情勢にかんがみ、職場における男女平等について客観的、専門的立場から調査研究を行うため、昭和49年、学識経験者からなる就業における男女平等問題研究会議（座長大河内一男氏）が設置された。研究会議は、以来2カ年にわたって調査研究を行い、昭和51年10月、就業における男女平等について実情、問題点及び男女平等促進のための対策の基本的方向につい

て報告を取りまとめ、公表した。

○ 雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進に関する建議

以上のような情勢にかんがみ、婦人少年問題審議会（会長藤田たき氏）は、ILO行動計画の趣旨に沿って今後の「婦人の10年」に、わが国においてどのような対策を講ずるべきかについて検討し、その結果をとりまとめて51年10月労働大臣に建議した。（巻末参照）

この建議は長期的展望と優先的に行うべき事項の2つの部分からなっている。

長期的展望としては、雇用における婦人の機会の均等及び待遇の平等を婦人労働対策の最重点として積極的に推進していくことが必要であること、そのためには、婦人労働者に対して行われている法制上の特別措置のうち、科学的根拠が認められず、男女平等の支障となるものについては実情に応じた方法で漸進的に解消していくよう努めるべきこと、妊娠・出産に係る母性保護についてはきめ細かな対策を講ずべきであること、としている。

優先的に行うべき事項としては、①同一労働における男女同一賃金の徹底、②婦人に対する特別措置の逐年改善、③若年定年制、妊娠・出産退職制等の改善、④職業生活と家庭生活との調和を図るための環境の整備、⑤婦人の雇用管理改善のための関係行政機関の機能の強化、⑥関係労使の自主的改善の促進、としている。

○ 国内行動計画

国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取り入れその他婦人に関する施策について総合的かつ効果的な対策を推進するため、昭和50年9月内閣総理大臣を本部長とし、関係10省庁によって構成される婦人問題企画推進本部が設置された。婦人問題企画推進本部は、52年1月、国内行動計画（巻末参照）を策定したが、その目標は、憲法が保障する一切の権利を婦人が男性と等しく享受し、かつ、あらゆる領域に男女両性がともに参加、貢献することが必要であるという基本的考え方に立って、それを可能とする社会環境を形成することとしている。なお、この国内行動計画は、今後10

年間の指針となるものである。

○ 若年定年制、結婚退職制等差別的制度の改善

職場には依然として合理的理由なく、若年定年制、結婚・妊娠・出産退職制等女子のみに適用される退職制等差別的制度が存在しており、これらの解消については、従来から婦人労働仲間等を中心に啓発活動を行ってきたところであるが、昭和52年6月広く労使をはじめ、一般国民に指針を示すとともに、行政推進の目途として改善年次計画を策定した。その内容は、次のとおりである。

(1) 昭和52年度においては、行政指導対象の実態把握を行う。

(2) 昭和53、54年度においては、男女別定年制のうち、女子の定年年齢が40歳未満のもの及び結婚・妊娠・出産退職制等の解消を図る。

(3) 昭和55、56年度においては、男女別定年制のうち、女子の定年年齢が55歳未満のものの解消を図る。

○ 雇用における男女平等に関する相談の実施

従来から全国各婦人少年室では雇用における男女平等に関する相談、指導を実施しているが、昭和52年度から新たに各婦人少年室に婦人雇用コンサルタントを配置し雇用における男女平等の促進、その他勤労婦人の雇用管理の改善について専門的立場から労使の相談に応じ必要な指導を行うこととしている。

2. 就業援助のための主な措置

○ 職業相談・指導

婦人が就職又は再就職しようとする際に生ずる問題について、各婦人少年室では婦人少年室特別協助員及び協助員を中心にその相談に応じ必要な指導を行っている。

また、全国に設置されている公共職業安定所(約500カ所)では、職業紹介事業の一環として職業指導を行っているが、主として家庭婦人が対象となるパートタイム職業紹介については、これを取扱う窓口がすべての公共職業安定所に設けられている。このほか、雇用情報の提供、職業相談等のサー

ビス活動を行うターミナル職業相談室を45年以來全国主要都市19カ所に設置している。

○ 職業訓練

国、都道府県及び雇用促進事業団の設置した公共職業訓練施設では職業訓練を実施している。

このような公共職業訓練のほか事業主等の行う職業訓練がある。

公共職業訓練施設が行う職業訓練には養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練、再訓練及び指導員訓練の5種類がある。

養成訓練は、主として青少年に対して職業に必要な基礎的な技能・知識を習得させることによって、技能労働者としての能力を養成するために行うもので、これには6月（主として高卒）又は1年（主として中卒）の比較的短期の訓練期間で行われる専修訓練課程、1年（主として高卒）又は2年（主として中卒）の比較的長期の訓練期間の高等訓練課程及び2年（主として高卒）の特別高等訓練課程が設けられている。能力再開発訓練は離職し、又は転職する労働者に対して、従前の職業等を考慮して、新たな職業に必要な技能・知識を習得させることによって技能労働者としての新たな能力を開発するために行うものである。

向上訓練は養成訓練を受けた労働者等に対し、より高度の技能・知識を習得させることによって技能労働者としての能力を向上させるために行うものであり、再訓練は養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練を受けた労働者等に対し、その職業に必要な技能・知識を補充させることによって、技能労働者としての能力を確保させるために行うものである。また、指導員訓練は職業訓練指導員を養成し、又はその能力の向上に資するために行うものである。

これら公共職業訓練を行う施設は全国で約430校で、そのうちの8カ所は女子のみを対象としている。51年度における職業訓練実施規模は約22万人であった。

なお、公共職業訓練等の受講の促進と援護を図るため、受講者に対し経済的な理由により訓練受講が困難な者について技能者育成資金の貸付け、一定

の求職者で公共職業安定所の指示により職業訓練を受講する者について訓練手当等の支給及び一定の教育訓練を受講する労働者に有給休暇を与える事業主等に対し奨励給付金の支給が行われている。

事業主等が行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備、指導員等が労働省令で定める基準に適合するものは、申請により都道府県知事その旨を認定することができ、この認定を受けた職業訓練を認定職業訓練と呼んでいる。

認定職業訓練を実施している施設の数は、51年4月には事業主が単独でその雇用労働者に対して行うもの及び事業主の団体が行うものを合計し約1,100カ所で、共同の訓練団体を構成している事業所数は、約16万所である。51年4月末現在の訓練生は約8万5千人で、うち女子の訓練生は約1万人となっている。

上記職業訓練のほか、各婦人少年室では中高年齢婦人の就職を容易にするため、医療事務、厚生事務、経理事務、写図、衣料販売の職種について2週間の短期職業講習を実施している。

また、都道府県では看護婦、保母等の資格を有する主婦の再就職を促進するため、意識調査を行ったり、職業研修を実施しているところもある。

○ パートタイム雇用対策

労働省ではパートタイマーの職業紹介の体制整備を図るため、パートタイム求職者の多い主要公共職業安定所に、「パートタイマー専門コーナー」を設置するとともに、大都市に設置している「ターミナル職業相談室」においてパートタイマーの職業紹介を行っている。また、パートタイム就労希望者に対する指導及び講習会を開催するとともに、事業主に対して受入体制の整備及び労働条件の適正化の指導を行っている。

さらに、公共職業安定所において求職の「通信受付」及び求人の「電話受付」を行っている。

○ 寡婦等雇用対策

寡婦等の雇用促進を図るため、従来から家庭環境等に配慮した職業指導、職業紹介、求人開拓に努めている。50年度から公共職業安定所の紹介によ

り寡婦等を常用労働者として雇用し、かつ奨励金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実とみとめられる事業主に対して寡婦等雇用奨励金を支給しており、52年度の奨励金の支給額は寡婦等1人につき月額11,000円、支給期間12カ月となっている。

また、最近の各方面からの寡婦等対策樹立の要望にかんがみ、52年度から寡婦等の技能の習得を容易にするため、一定の条件を満たす寡婦等が公共職業安定所の指示により公共職業訓練を受ける場合に訓練受講期間中、月額平均68,000円の訓練手当が支給されることとなった。

さらに、52年度から現在都道府県に設置されている内職相談センターのうちの一部についてその機能を拡充強化して寡婦等の就業に伴う広範な相談、指導、技能講習等を実施してその就業援助を図ることとしている。

3. 母性保護のための主な措置

○ 妊娠中及び出産後に対する措置

女子労働者が妊娠した場合には、労働基準法で産前は申出により6週間以内、産後は使用者の義務として原則として6週間の休暇が認められ、また、妊娠中他の軽易業務への転換を請求することができる。産前産後休業をとる女子労働者については、その休業期間およびその後30日間の解雇を禁止することによって、さらに保護している。生後1年未満の生児を育てる女子労働者は、休憩時間とは別に1日2回各30分の育児時間をとることができる。

各労働基準監督署及び婦人少年室では、これらの労働基準法の規定が遵守されるよう事業主及び労働者に対し、監督、指導を行っている。

また、勤労婦人は一般に職業生活に伴う負担を負っていることから家庭婦人に比べ妊娠中及び出産後の異常の高いことが指摘されており、そのため、勤労婦人福祉法では、妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置を行うよう事業主に要請している。その内容は事業主がその雇用する勤労婦人が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保できるように配慮すること、また、その保健指導等により指導された事項を守ることができるように必要な措置を講ずることとなっている。

労働省では、勤労婦人福祉法の規定する措置について具体的な指導基準を定め事業主や勤労婦人に対し指導を行っている。また、52年現在、25婦人少年室に母性健康管理指導医を配置し、専門の立場から事業主や勤労婦人からの相談に応じ必要な指導、助言を行っている。さらに、事業場における自主的な母性健康管理体制の整備を図るため、女子労働者を50人以上使用している事業場に対し母性健康管理推進者の設置を勧奨しており、51年度末現在5,300人の母性健康管理推進者が選任されている。

○ 母性給付

健康保険では出産した勤労婦人に対し分娩費（被保険者が分娩した場合、一時金として標準報酬月額額の半額を支給）、出産手当金（被保険者が分娩の前後各42日間で労働に従事しないため給与の支払いを受けなかった期間、1日につき標準報酬日額の60%を支給）、育児手当金（被保険者が分娩した子供を引き続き育てる場合、一時金として2,000円支給）を支給している。

4. 家庭生活との調和のための主な措置

○ 保育施設

勤労婦人が職業生活を継続するうえで、最大の難関となっているのが育児の負担であり、この解決策の一つとして保育所の整備・拡充が図られている。児童福祉法の規定に基づいて設置・運営される認可保育所に対しては、入所児童の福祉を保障するために「児童福祉施設最低基準」を定め、その設備・運営等が一定の水準を保持できるように指導監督するとともに、公立とも国庫、都道府県及び市町村から設備費と運営費の補助が行われ、施設の整備・運営の充実が図られている。保育所数は、年次計画で増設されつつあり、51年4月現在18,866所、定員178万人を数えている。

また、企業内託児施設の整備・拡充を図るため、託児施設を設置する事業主に対し雇用促進事業団から設置資金ならびに遊戯用具の購入資金の貸付が行われている。

○ 育児休業

勤労婦人の中には、出産後も勤務する意思をもちながら、育児の負担のた

めに心ならずも職業生活から離脱していくものも少なくない。そこで、労働省では勤労婦人福祉法に基づいて、育児休業の普及促進を図るための指導、援助を行っている。

育児休業は、乳児又は幼児をもつ勤労婦人が申出た場合、事業主がその勤労婦人のため一定期間休業することを認める制度であり、終身雇用あるいは年功序列賃金制度が根強く存在するわが国の雇用慣行の下では、一度離職すると再就職が難しく、また不利な労働条件を余儀なくされる場合が多いので、育児休業は勤労婦人の職場の確保と労働条件の維持向上のうえで、かなり有効なものと考えられる。

さらに、昭和50年には「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」が成立し国公立の義務教育諸学校、医療施設、社会福祉施設等で働く女子の教員、看護婦、保母等について育児休業制度が設けられた。

また育児休業の普及の促進を図るため、一定の要件を備えた育児休業制度を実施する事業主に対し、一定額（一事業所1回限り95,000円）の奨励金が支給される。

5. 勤労婦人の福祉施設

勤労婦人のための福祉施設として地方公共団体が設置している働く婦人の家があり、その設置に対しては国の補助が行われている。

働く婦人の家では勤労婦人の福祉の増進を図るため、勤労婦人に対し相談や指導、講習等を実施し、休業、レクリエーションの場の提供などを行っている。働く婦人の家は51年度末現在、全国に74カ所ある。

統計表

表1 15歳以上人口、労働力人口、非労働力人口の推移

		15歳以上人口	労働力人口	非労働力人口	労働力率	労働力人口の男女別構成比
		万人	万人	万人	%	%
総数	昭35	6,520	4,511	1,998	69.2	100.0
	40	7,287	4,787	2,497	65.7	100.0
	45	7,885	5,153	2,723	65.4	100.0
	46	7,979	5,186	2,781	65.0	100.0
	47	8,072	5,199	2,855	64.4	100.0
	48	8,241	5,326	2,893	64.6	100.0
	49	8,344	5,310	3,008	63.6	100.0
	50	8,447	5,323	3,095	63.0	100.0
	51	8,543	5,378	3,159	63.0	100.0
女	昭35	3,370	1,838	1,526	54.5	40.7
	40	3,758	1,903	1,853	50.6	39.8
	45	4,060	2,024	2,032	49.9	39.3
	46	4,108	2,005	2,098	48.8	38.7
	47	4,152	1,982	2,161	47.7	38.1
	48	4,245	2,047	2,187	48.2	38.4
	49	4,294	1,999	2,282	46.6	37.7
	50	4,342	1,987	2,342	45.8	37.3
	51	4,388	2,010	2,366	45.8	37.4
男	昭35	3,151	2,673	472	84.8	59.3
	40	3,529	2,884	644	81.7	60.2
	45	3,825	3,129	691	81.8	60.7
	46	3,871	3,182	683	82.2	61.3
	47	3,920	3,217	694	82.1	61.9
	48	3,995	3,279	706	82.1	61.6
	49	4,051	3,311	725	81.7	62.4
	50	4,105	3,336	754	81.3	62.7
	51	4,155	3,368	772	81.1	62.6

総理府—労働力調査

表2 年 齡 階 級 別 勞 働 力 人

		総 数	15~ 19 歳	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 54	55~ 64	65歳 以上
勞 働 数	昭 35	4,511	453	601	576	584	475	1,102	466	225
	40	4,787	392	725	598	591	589	1,187	478	229
	45	5,153	301	807	644	604	634	1,408	525	231
	46	5,186	274	853	607	603	636	1,448	540	227
	47	5,199	233	813	625	625	645	1,495	536	230
	48	5,326	218	762	677	649	655	1,572	552	243
	49	5,310	193	696	706	667	641	1,616	548	244
	50	5,323	168	651	748	658	639	1,658	557	245
	51	5,378	151	616	803	629	650	1,712	567	249
力 人 口	昭 35	1,838	219	277	217	216	200	457	162	80
	40	1,903	191	325	204	205	226	506	172	75
	45	2,024	153	374	208	201	234	587	193	73
	46	2,005	137	388	188	195	231	594	202	70
	47	1,982	117	367	191	200	231	610	201	68
	48	2,047	113	350	212	210	238	639	211	77
	49	1,999	95	319	217	210	229	645	209	75
	50	1,987	85	301	226	204	227	654	215	76
	51	2,010	74	287	249	196	232	672	221	79
(万 人) 男	昭 35	2,673	234	325	360	368	275	678	304	144
	40	2,884	201	400	395	386	365	681	306	153
	45	3,129	148	434	435	403	400	820	331	158
	46	3,182	137	465	419	408	406	854	338	157
	47	3,217	116	446	433	425	414	887	336	160
	48	3,279	105	413	465	439	417	935	342	166
	49	3,311	97	378	489	458	412	971	341	168
	50	3,336	83	351	521	454	412	1,002	344	169
	51	3,368	77	329	554	433	418	1,041	346	170

口及び労働力率の推移

			総 数	15~ 19歳	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 54	55~ 64	65歳 以上
勞 働 力 率 (%)	女	昭 35	69.2	50.8	79.0	74.3	76.4	76.0	74.4	66.4	39.8
		40	65.7	36.1	78.0	72.6	74.1	78.2	76.8	65.3	37.0
		45	65.4	32.5	75.6	71.2	72.9	77.7	78.4	64.3	31.8
		46	65.0	31.2	75.3	70.3	71.8	76.8	78.1	64.4	30.4
		47	64.4	27.9	74.3	70.1	71.8	76.8	78.0	63.2	29.4
		48	64.6	26.6	73.3	70.7	72.5	77.2	78.5	63.8	29.8
		49	63.6	23.9	71.7	70.0	71.4	76.4	78.1	62.8	28.8
		50	63.0	21.1	71.1	69.7	70.8	75.9	77.9	62.7	27.9
		51	63.0	19.2	70.7	70.7	71.1	76.2	78.1	62.8	27.3
男	男	昭 35	84.8	52.7	87.8	95.5	96.6	96.2	95.9	85.6	56.9
		40	81.7	36.3	85.8	96.8	97.0	97.1	96.3	86.7	56.3
		45	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	96.9	86.7	49.4
		46	82.2	30.7	81.3	97.7	98.1	97.8	97.2	87.1	47.9
		47	82.1	27.4	81.1	96.9	97.9	97.9	97.2	86.6	46.8
		48	82.1	25.2	79.6	96.9	98.2	98.1	97.3	87.0	46.6
		49	81.7	23.5	77.6	96.4	98.3	98.1	97.1	86.6	45.5
		50	81.3	20.4	76.1	96.3	98.1	97.9	96.8	86.2	44.4
		51	81.1	19.2	74.9	96.7	97.9	97.9	96.9	86.2	43.2

総理府—労働力調査

表3 農・非農、従業上の地位別就業者数。

			全 産 業				
			計	自営業主	家族従業者	雇 用 者	計
就業者数 (万人)	女	昭35	1807	285	784	738	661
		40	1878	273	692	913	553
		45	2,003	285	619	1,096	442
		46	1982	281	581	1,116	402
		47	1957	283	552	1,120	367
		48	2,023	310	524	1,187	346
		49	1,973	297	501	1,172	329
		50	1,953	280	501	1,167	323
		51	1,976	278	493	1,203	308
	男	昭35	2,629	721	277	1,632	612
		40	2,852	666	223	1,963	493
		45	3,091	692	186	2,210	401
		46	3,141	676	165	2,295	366
		47	3,168	664	156	2,344	339
		48	3,235	661	141	2,427	312
		49	3,265	661	131	2,466	303
		50	3,270	658	127	2,479	295
		51	3,294	656	124	2,509	293
構 成 比 (%)	女	昭35	100.0	15.8	43.4	40.8	100.0
		40	100.0	14.5	36.8	48.6	100.0
		45	100.0	14.2	30.9	54.7	100.0
		46	100.0	14.2	29.3	56.3	100.0
		47	100.0	14.5	28.2	57.2	100.0
		48	100.0	15.3	25.9	58.7	100.0
		49	100.0	15.1	25.4	59.4	100.0
		50	100.0	14.3	25.7	59.8	100.0
		51	100.0	14.1	24.9	60.9	100.0
	男	昭35	100.0	27.4	10.5	62.1	100.0
		40	100.0	23.4	7.8	68.8	100.0
		45	100.0	22.4	6.0	71.5	100.0
		46	100.0	21.5	5.3	73.1	100.0
		47	100.0	21.0	4.9	74.0	100.0
		48	100.0	20.4	4.4	75.0	100.0
		49	100.0	20.3	4.0	75.5	100.0
		50	100.0	20.1	3.9	75.8	100.0
		51	100.0	19.9	3.8	76.2	100.0
対前年増減率 (%)	女	昭35	2.0	-0.3	-1.0	6.5	-1.3
		40	1.3	2.2	-2.7	4.2	-4.0
		45	0.9	-1.4	-4.3	4.6	-6.4
		46	-1.0	-1.4	-6.1	1.8	-9.0
		47	-1.3	0.7	-5.0	0.4	-8.7
		48	2.7	8.5	-5.4	5.4	-6.5
		49	-2.5	-4.2	-4.4	-1.3	-4.9
		50	-1.0	-5.7	0.0	-0.4	-1.8
		51	1.2	-0.7	-1.6	3.1	-4.6
	男	昭35	2.5	1.5	-6.7	4.8	-0.3
		40	1.8	-1.9	-6.1	4.0	-3.7
		45	1.2	-1.7	-5.6	2.7	-6.1
		46	1.6	-2.3	-11.3	3.8	-8.7
		47	0.9	-1.8	-5.5	2.1	-7.4
		48	1.4	-1.4	-10.3	2.9	-8.8
		49	0.9	0.0	-7.1	1.6	-2.9
		50	0.2	-0.5	-3.1	0.5	-2.6
		51	0.7	-0.3	-2.4	1.2	-0.7

構成比及び対前年増減率の推移

農 林 業			非 農 林 業			
自営業主	家族従業者	雇 用 者	計	自営業主	家族従業者	雇 用 者
85	539	37	1,146	200	245	701
78	455	20	1,325	195	237	893
77	355	10	1,561	208	264	1,086
77	317	8	1,579	204	264	1,109
76	284	7	1,590	208	267	1,113
81	255	8	1,679	228	269	1,180
84	236	8	1,644	213	265	1,164
79	235	8	1,650	201	267	1,159
70	230	9	1,668	208	263	1,195
371	184	57	2018	350	93	1,575
316	138	39	2,359	350	85	1,924
285	96	20	2,690	406	90	2,191
268	81	17	2,774	408	84	2,278
249	71	19	2,830	416	84	2,325
231	59	22	2,923	430	82	2,406
226	54	22	2,962	435	78	2,444
223	51	21	2,975	435	75	2,458
219	52	22	3,002	437	72	2,487
129	815	5.6	100.0	17.5	21.4	61.1
141	823	3.6	100.0	14.7	17.9	67.4
174	803	2.3	100.0	13.3	16.9	69.6
192	789	2.0	100.0	12.9	16.7	70.2
207	774	1.9	100.0	13.1	16.8	70.0
234	737	2.3	100.0	13.6	16.0	70.3
255	717	2.4	100.0	13.0	16.1	70.8
245	728	2.5	100.0	12.3	16.4	71.1
227	747	2.9	100.0	12.5	15.8	71.6
60.6	30.1	9.3	100.0	17.3	4.6	78.0
64.1	280	7.9	100.0	14.8	3.6	81.6
71.1	239	5.0	100.0	15.1	3.4	81.5
73.2	221	4.6	100.0	14.7	3.0	82.1
73.5	209	5.6	100.0	14.7	3.0	82.2
74.0	189	7.1	100.0	14.7	2.8	82.3
74.8	178	7.3	100.0	14.7	2.6	82.5
75.6	173	7.1	100.0	14.6	2.5	82.6
74.7	177	7.5	100.0	14.6	2.4	82.8
-10.5	-0.7	15.6	4.1	4.7	-1.6	6.1
1.3	-4.2	-9.1	3.7	3.7	0.4	4.6
-4.9	-2.1	0.0	3.2	0.0	-0.4	4.6
0.0	-10.7	-20.0	1.2	-1.9	0.0	2.1
-1.3	-10.4	※	0.7	2.0	1.1	0.4
6.6	-10.6	※	4.9	8.2	0.4	5.3
3.7	-7.5	※	-2.1	-6.6	-1.5	-1.4
-6.0	-0.4	※	-0.9	-5.6	0.8	-0.4
-11.4	-2.1	※	2.3	3.5	-1.5	3.1
3.6	-9.4	7.5	3.4	-0.6	-1.1	4.7
-3.1	-6.8	2.6	3.1	-0.6	-2.3	4.1
-5.0	-10.3	0.0	2.4	0.5	0.0	2.8
-6.0	-15.6	-15.0	3.1	0.5	-6.7	4.0
-7.1	-12.3	11.8	2.0	2.0	0.0	2.1
-8.0	-16.9	15.8	2.6	2.6	-3.6	2.8
-2.2	-8.5	0.0	1.3	1.2	-4.9	1.6
-1.3	-5.6	-4.5	0.4	0.0	-3.8	0.6
-1.8	2.0	4.8	0.9	0.5	-4.0	1.2

総理府—労働力調査

表 4 完全失業者数、完全失業率及び対前年増減率の推移

	完全失業者数 (万人)			完全失業率 (%)			対前年増減率 (%)		
	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男
昭 35	75	31	44	1.7	1.7	1.7	-23.5	-16.2	-27.9
40	57	25	32	1.2	1.3	1.1	5.6	4.2	6.7
45	59	21	38	1.1	1.0	1.2	3.5	-4.5	5.6
46	64	23	41	1.2	1.1	1.3	8.5	9.5	7.9
47	73	25	48	1.4	1.3	1.5	14.1	8.7	17.1
48	68	24	44	1.3	1.2	1.3	-9.6	-4.0	-10.4
49	73	26	47	1.4	1.3	1.4	7.4	8.3	6.8
50	100	34	66	1.9	1.7	2.0	37.0	30.8	40.4
51	108	34	74	2.0	1.7	2.2	8.0	0.0	12.1

注) 完全失業率 = $\frac{\text{完全失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

総理府 - 労働力調査

表5 主な活動状態別女子非労働力人口の推移

		計	家事	学通	その他
非 労働 力 人 口 (万人)	昭42	1,900	1,250	359	292
	45	2,032	1,373	323	335
	46	2,098	1,437	315	346
	47	2,161	1,476	319	366
	48	2,187	1,497	323	368
	49	2,282	1,561	334	388
	50	2,342	1,603	336	403
	51	2,366	1,601	348	417
構 成 比 (%)	昭42	100.0	65.8	18.9	15.4
	45	100.0	67.6	15.9	16.5
	46	100.0	68.5	15.0	16.5
	47	100.0	68.3	14.8	16.9
	48	100.0	68.5	14.8	16.8
	49	100.0	68.4	14.6	17.0
	50	100.0	68.5	14.4	17.2
	51	100.0	67.7	14.7	17.6

総理府—労働力調査

表 6 産業別雇用者数及び対前年増減率の推移

	全産業	農林業	非農林業	漁業・水産・養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売業・小売業・金融業・不動産業	運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業	サービス業	公 務	
雇 用 者	男	35	94	2,276	26	42	198	799	449	232	388	142
	女	40	59	2,817	24	29	268	993	593	287	465	158
	合 計	45	29	3,277	18	18	305	1,144	731	340	558	161
	増 減	48	29	3,585	18	13	367	1,203	821	354	625	180
	率	49	30	3,607	17	13	362	1,201	842	345	633	192
	数	50	29	3,617	17	15	377	1,138	868	346	659	196
人 口	男	51	31	3,682	17	18	385	1,133	903	357	692	175
	女	35	37	701	3	4	29	269	166	26	182	23
	合 計	40	20	893	2	3	40	333	239	31	219	25
	増 減	45	10	1,086	2	2	45	390	314	43	265	25
	率	48	8	1,180	2	1	52	404	350	43	295	31
	数	49	8	1,164	1	1	49	390	350	40	299	31
人 口	男	50	8	1,159	1	1	49	361	361	42	312	31
	女	51	9	1,195	2	1	52	370	377	44	318	30
	合 計	35	57	1,575	23	38	169	530	283	206	206	119
	増 減	40	39	1,924	22	25	228	660	354	256	246	133
	率	45	20	2,191	16	16	260	754	418	296	294	136
	数	48	22	2,406	16	12	315	799	471	311	330	149
人 口	男	49	22	2,444	15	12	313	811	493	305	334	161

	昭50	2,479	21	2,458	16	14	327	776	507	304	346	165
	51	2,509	22	2,487	16	16	333	762	526	314	374	145
対 前 年 増 減 率 (%)	昭35	53	106	51	182	-106	21	83	69	36	35	-27
	40	41	-17	42	43	36	68	21	65	40	71	-19
	45	33	-33	34	00	-143	55	25	27	43	57	32
	48	36	115	36	-53	-135	58	39	43	32	20	11
	49	06	34	06	-56	00	-14	-02	26	-25	13	67
	50	02	-33	03	00	154	41	-52	31	03	41	21
年 増 減 率 (%)	51	18	69	18	00	200	21	-04	40	32	50	-107
	昭35	65	156	61	*	*	36	102	57	40	11	95
	40	42	-91	46	*	*	26	31	81	00	53	-74
	45	46	00	46	*	*	47	34	40	75	73	42
	48	54	*	53	*	*	106	69	58	24	32	00
	49	-13	*	-14	*	*	-58	-35	00	-70	14	00
率 (%)	50	-04	*	-04	*	*	00	-74	31	50	43	00
	51	31	*	31	*	*	61	25	44	48	19	-32
	昭35	48	75	47	150	-73	18	73	76	35	56	-48
	40	40	26	41	100	00	75	15	54	45	98	-07
	45	27	00	28	-59	-158	57	20	20	35	46	30
	48	29	158	28	-111	-77	54	24	35	37	12	14
(%)	49	16	00	16	-62	00	-06	15	47	-19	12	81
	50	05	-45	06	67	167	45	-43	28	-03	36	25
	51	12	48	12	00	143	18	-18	37	33	81	-121

総理府一労働力調査

表7 産業別雇用者数、構成比及び雇用者総数中に占める女子の割合の推移

	全産業	農林業	非農林業	漁業・水産・養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売業・小売業・金融・保険・不動産業	運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業	サービス業	公務	
雇用者数 (万人)	昭和35 40 45 48 49 50 51	738 913 1,096 1,187 1,172 1,167 1,203	37 20 10 8 8 8 9	701 893 1,086 1,180 1,164 1,159 1,195	3 2 2 2 1 1 2	4 3 2 1 1 1 1	29 40 45 52 49 49 52	269 333 390 404 390 361 370	166 239 314 350 350 361 377	26 31 43 43 40 42 44	182 219 265 295 299 312 318	23 25 25 31 31 31 30
	昭和35 40 45 48 49 50 51	1,632 1,963 2,210 2,427 2,466 2,479 2,509	57 39 20 22 22 21 22	1,575 1,924 2,191 2,406 2,444 2,458 2,487	23 22 16 16 15 16 16	38 25 16 12 12 14 16	169 228 260 315 313 327 335	530 660 754 799 811 776 762	283 354 418 471 493 507 526	206 256 296 311 305 304 314	206 246 294 330 334 346 374	119 133 136 149 161 165 145
	昭和35 40 45 48 49	1,000 1,000 1,000 1,000 1,000	50 22 09 07 07	950 978 991 994 993	04 02 02 02 01	05 03 02 01 01	39 44 41 44 42	365 365 356 340 333	225 262 287 295 299	35 34 39 36 34	247 240 242 249 255	31 27 23 26 26
	昭和35 40 45 48 49	1,000 1,000 1,000 1,000 1,000	50 22 09 07 07	950 978 991 994 993	04 02 02 02 01	05 03 02 01 01	39 44 41 44 42	365 365 356 340 333	225 262 287 295 299	35 34 39 36 34	247 240 242 249 255	31 27 23 26 26
	昭和35 40 45 48 49	1,000 1,000 1,000 1,000 1,000	50 22 09 07 07	950 978 991 994 993	04 02 02 02 01	05 03 02 01 01	39 44 41 44 42	365 365 356 340 333	225 262 287 295 299	35 34 39 36 34	247 240 242 249 255	31 27 23 26 26
	昭和35 40 45 48 49	1,000 1,000 1,000 1,000 1,000	50 22 09 07 07	950 978 991 994 993	04 02 02 02 01	05 03 02 01 01	39 44 41 44 42	365 365 356 340 333	225 262 287 295 299	35 34 39 36 34	247 240 242 249 255	31 27 23 26 26

成	比	50	1000	0.7	99.3	0.1	0.1	4.2	30.9	30.9	3.6	26.7	2.7
		51	1000	0.8	99.3	0.2	0.1	4.3	30.8	31.3	3.7	26.4	2.5
(%)													
男	35	1000	3.5	96.5	1.4	2.3	10.4	32.5	17.5	12.6	12.6	12.6	7.3
	40	1000	2.0	98.0	1.1	1.3	11.6	33.6	18.0	13.0	13.0	12.5	6.8
	45	1000	0.9	99.1	0.7	0.7	11.6	34.1	18.9	13.4	13.4	13.3	6.2
	48	1000	0.9	99.1	0.7	0.5	13.0	32.9	19.4	12.8	12.8	13.6	6.1
	49	1000	0.9	99.1	0.6	0.5	12.7	32.9	20.0	12.4	12.4	13.5	6.5
	50	1000	0.9	99.2	0.7	0.6	13.2	31.3	20.5	12.3	12.3	14.0	6.7
	51	1000	0.9	99.1	0.6	0.6	13.3	30.4	21.0	12.5	12.5	14.9	5.8
	35	311	3.4	30.8	11.5	9.5	14.7	33.7	31.0	11.2	11.2	4.6	1.6
	40	318	3.9	31.7	8.3	10.3	14.9	33.5	40.3	10.8	10.8	4.7	1.8
	45	332	3.5	33.1	11.1	11.1	14.8	34.1	43.0	12.7	12.7	4.7	1.5
女	48	328	2.6	32.9	11.1	7.7	14.2	33.6	42.6	12.2	12.2	4.7	1.2
	49	322	2.7	32.3	5.9	7.7	13.5	32.5	46.3	11.6	11.6	4.7	1.2
	50	320	2.6	32.0	5.9	6.7	13.0	31.7	41.6	12.1	12.1	4.7	1.5
	51	324	2.9	32.5	11.8	5.6	13.5	32.7	41.8	12.3	12.3	4.6	1.1

総平均一労働力調査

表8 職業別女子雇用者数、対前年増減率、雇用者総数中に占める女子の割合及び構成比の推移

	総数	専門的・ 技術的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	農林・ 漁業作業者	採鉱・ 石炭採掘作業者	運輸・ 通信従事者	技能工・ 生産工程作業者	単 純 作業者	保安職業・ サービス 職従事者
昭和42年	1,004	84	5	278	109	20	0	22	260	82	144
45	1,096	100	5	339	112	10	1	22	291	66	150
46	1,116	109	6	348	115	8	1	21	311	44	154
47	1,120	115	9	348	116	8	1	19	306	44	152
48	1,187	117	11	365	129	9	0	17	332	46	161
49	1,172	125	11	371	124	8	0	17	312	46	155
50	1,167	135	11	376	129	9	0	17	287	43	160
51	1,203	138	12	387	134	9	0	17	299	48	160
昭和42年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	4.6	7.5	—	6.9	1.8	-9.1	—	-4.3	9.4	-14.3	3.4
46	1.8	9.0	—	2.7	2.7	-20.0	—	-4.5	6.9	-33.3	2.7
47	0.4	5.5	—	0.0	0.9	—	—	-9.5	-1.6	0.0	-1.3
48	5.4	0.9	—	4.0	10.3	—	—	-10.5	8.2	4.5	4.6
49	-1.3	6.8	—	1.6	-3.9	—	—	0.0	-6.0	0.0	-3.7
50	-0.4	8.0	—	1.3	4.0	—	—	0.0	-8.0	-6.5	3.2
51	3.1	2.2	9.1	2.9	3.9	—	—	0.0	4.2	11.6	0.0
対前年増減率(%)											

昭和42年	32.7	42.4	3.9	42.7	34.5	29.0	—	11.4	26.0	35.5	52.4
45	33.2	40.7	3.8	46.9	32.6	23.8	10.0	10.1	25.9	33.2	56.2
46	32.7	41.9	4.2	46.6	31.4	21.1	11.1	9.2	26.0	31.7	55.0
47	32.3	41.7	5.1	46.7	31.5	20.0	12.5	8.5	25.5	31.9	53.0
48	32.8	42.2	6.0	47.2	32.7	22.0	—	7.7	26.0	32.4	54.0
49	32.2	43.7	5.8	47.0	30.4	20.0	—	7.8	24.9	32.4	51.7
50	32.0	44.4	5.4	48.5	30.2	22.0	—	7.7	23.6	32.6	50.8
51	32.4	43.7	5.6	49.4	28.9	22.0	—	7.6	24.4	35.6	50.8
昭和42年	100.0	8.4	0.5	27.7	10.9	2.0	0	2.2	25.9	8.2	14.3
45	100.0	9.1	0.5	30.9	10.2	0.9	0.1	2.0	26.6	6.0	13.7
46	100.0	9.8	0.5	31.2	10.3	0.7	0.1	1.9	27.9	3.9	13.8
47	100.0	10.3	0.8	31.1	10.4	0.7	0.1	1.7	27.3	3.9	13.6
48	100.0	9.9	0.9	30.8	10.9	0.8	0	1.4	28.0	3.9	13.6
49	100.0	10.7	0.9	31.7	10.6	0.7	0	1.5	26.6	3.9	13.2
50	100.0	11.6	0.9	32.2	11.1	0.8	0	1.5	24.6	3.7	13.7
51	100.0	11.5	1.0	32.2	11.1	0.8	0	1.4	24.9	4.0	13.3

総理府一労働力調査

表9 年齢階級別女子雇用者数、構成比、対前年増減率及び雇用者比率の推移

	昭和42年	総 数	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～54	55～64	65歳以上
女子雇用者数(万人)	45	1,004	184	255	105	92	92	211	55	9
	46	1,096	138	317	124	89	106	252	59	12
	47	1,116	125	331	114	91	109	269	65	13
	48	1,120	107	314	120	97	112	286	69	13
	49	1,172	89	302	139	108	122	318	77	17
	50	1,167	79	280	149	110	119	328	79	17
構 成 比 (%)	51	1,203	68	266	156	111	119	338	80	18
	昭和42年	100.0	18.3	25.4	10.5	9.2	9.2	21.0	5.5	0.9
	45	100.0	12.6	28.9	11.3	8.1	9.7	23.0	5.4	1.1
	46	100.0	11.2	29.7	10.2	8.2	9.8	24.1	5.8	1.2
	47	100.0	9.6	28.0	10.7	8.7	10.0	25.5	6.2	1.2
	48	100.0	8.9	25.4	11.7	9.1	10.3	26.8	6.5	1.4
構 成 比 (%)	49	100.0	7.6	23.9	12.7	9.4	10.2	28.0	6.7	1.5
	50	100.0	6.8	22.8	13.4	9.5	10.2	29.0	6.9	1.5
	51	100.0	5.7	21.1	14.5	9.0	10.6	30.1	7.3	1.8

昭和42年	対前年増減率(%)									
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	4.6	-8.6	8.6	2.5	3.5	7.1	7.2	9.3	20.0	—
46	1.8	-9.4	4.4	-8.1	2.2	2.8	6.7	10.2	8.3	—
47	0.4	-14.4	-5.1	5.3	6.6	2.8	6.3	6.2	0.0	—
48	5.4	-2.8	-4.5	15.0	10.3	8.0	10.8	11.6	30.8	—
49	-1.3	-15.2	-7.3	7.2	1.9	-2.5	3.1	2.6	0.0	—
50	-0.4	-11.2	-5.0	4.7	0.9	0.0	3.0	1.3	5.9	—
51	3.1	-13.9	-4.5	11.5	-2.7	7.6	7.1	10.0	16.7	—
42	25.8	33.3	57.0	24.1	21.9	23.7	24.0	13.8	2.4	—
45	27.0	30.3	59.8	27.1	21.3	26.0	26.5	13.6	3.0	—
46	27.2	28.9	59.0	26.3	21.5	26.4	27.6	14.4	3.1	—
47	27.0	26.1	57.6	27.0	22.2	26.9	28.6	15.0	3.0	—
48	28.0	26.1	57.9	29.1	24.1	28.8	30.6	16.3	3.7	—
49	27.3	22.4	57.7	29.7	23.5	28.4	30.7	16.5	3.6	—
50	26.9	20.3	58.2	29.3	23.9	28.3	30.9	16.3	3.6	—
51	27.4	17.7	58.8	30.9	24.4	30.1	32.4	17.5	4.2	—

注) 雇用者比率 = $\frac{\text{雇用者数}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$

表 10 雇用形態別雇用者数及

	雇 用 者 数 (万人)							
	女				男			
	総 数	常 雇	臨 時	日 雇	総 数	常 雇	臨 時	日 雇
昭和35年	701	614	57	30	1,575	1,444	67	63
40	893	772	80	41	1,924	1,792	65	67
45	1,086	937	102	47	2,191	2,069	60	62
46	1,109	955	107	47	2,278	2,151	64	63
47	1,113	951	112	50	2,325	2,194	63	67
48	1,180	1,000	123	56	2,406	2,269	66	70
49	1,164	989	122	53	2,444	2,314	62	68
50	1,159	992	116	51	2,458	2,336	58	65
51	1,195	1,016	127	53	2,487	2,366	57	64

注) 常雇……雇用期間について、別段の定めなく雇われている者

臨時……1ヵ月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

日雇……日々又は1ヵ月未満の契約で雇われている者

び構成比の推移（非農林業）

構 成 比 （ % ）							
女				男			
総 数	常 雇	臨 時	日 雇	総 数	常 雇	臨 時	日 雇
100.0	87.6	8.1	4.3	100.0	91.7	4.3	4.0
100.0	86.5	9.0	4.6	100.0	93.1	3.4	3.5
100.0	86.3	9.4	4.3	100.0	94.4	2.7	2.8
100.0	86.1	9.7	4.2	100.0	94.4	2.8	2.8
100.0	85.4	10.1	4.5	100.0	94.4	2.7	2.9
100.0	84.8	10.4	4.8	100.0	94.3	2.7	2.9
100.0	85.0	10.5	4.6	100.0	94.7	2.5	2.8
100.0	85.6	10.0	4.4	100.0	95.0	2.4	2.6
100.0	85.0	10.6	4.4	100.0	95.1	2.3	2.6

総理府一労働力調査

表 11 規模別雇用者数、構成比及び対前年増減率の推移（非農林業）

雇用者数 (万人)	女	男	総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公
昭 42			989	400	145	133	206	104
45			1,086	403	166	155	247	112
46			1,109	409	166	164	251	116
47			1,113	419	168	156	245	122
48			1,180	440	184	166	257	130
49			1,164	437	184	161	247	132
50			1,159	440	182	158	242	134
51			1,195	457	198	162	239	137
昭 42			2,036	626	310	275	547	279
45			2,191	659	316	309	619	282
46			2,278	680	334	333	645	283
47			2,325	698	339	328	663	292
48			2,406	735	355	342	665	303
49			2,444	740	355	345	686	312
50			2,458	759	360	347	669	318
51			2,487	781	374	350	663	315
昭 42			1,000	404	147	134	208	105
45			1,000	371	153	143	227	103

構 成 比 (%)	女	男	女	対前年増減率(%)													
				46	47	48	49	50	51	100.0	36.9	15.0	14.8	22.6	10.5		
比 (%)	女	男	昭	42	45	46	47	48	49	50	51	100.0	30.7	15.2	13.5	26.9	13.7
				45	46	47	48	49	50	51	100.0	30.1	14.4	14.1	28.3	12.9	
				46	47	48	49	50	51	100.0	29.9	14.7	14.6	28.3	12.4		
				47	48	49	50	51	100.0	30.0	14.6	14.1	28.5	12.6			
				48	49	50	51	100.0	30.6	14.8	14.2	27.6	12.6				
				49	50	51	100.0	30.3	14.5	14.1	28.1	12.8					
				50	51	100.0	30.9	14.7	14.1	27.2	12.9						
				51	100.0	31.4	15.0	14.1	26.7	12.7							
				昭	46	47	48	49	50	51	2.1	1.5	0.0	5.8	1.6	3.6	
				47	48	49	50	51	100.0	0.4	2.4	1.2	-4.9	-2.4	5.2		
48	49	50	51	100.0	5.3	4.3	8.9	5.8	4.5	4.1	4.1						
49	50	51	100.0	-1.4	-0.7	0.0	-3.0	-3.9	1.5	1.5	1.5						
50	51	100.0	-0.4	0.7	-1.1	-1.9	-2.0	1.5	1.5	1.5	1.5						
51	100.0	3.1	3.9	8.8	2.5	-1.2	2.2										

表 12 配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

	総	数	未	婚	有	配	偶	死	別・離	別
昭和37年	802	443	262	96						
実数	893	449	345	99						
45	1,086	524	450	112						
46	1,109	514	479	116						
47	1,113	483	514	116						
48	1,180	482	571	126						
49	1,164	456	583	124						
50	1,159	440	595	125						
51	1,195	428	635	131						
昭和37年	100.0	55.2	32.7	12.0						
構成比	100.0	50.3	38.6	11.1						
45	100.0	48.3	41.4	10.3						
46	100.0	46.3	43.2	10.5						
47	100.0	43.4	46.2	10.4						
48	100.0	40.9	48.4	10.7						
49	100.0	39.2	50.1	10.7						
50	100.0	38.0	51.3	10.8						
51	100.0	35.8	53.1	11.0						

昭和37年	—	—	—	—	—
40	4.6	0.9	10.6	—	—
45	4.6	1.9	7.9	10.6	2.1
46	2.1	-1.9	6.4	7.9	4.7
47	0.4	-6.0	7.3	6.4	3.6
48	5.3	-1.0	10.5	7.3	0.0
49	-1.4	-5.4	2.1	10.5	7.8
50	-0.4	-3.5	2.1	2.1	-1.6
51	3.1	-2.7	6.7	2.1	0.8
				6.7	4.8

総理府—労働力調査

表13 教育程度別女子雇用者の構成比の推移

	計	初等教育 終了者	中等教育 終了者	高等教育 終了者	在学者
昭和43年	100.0	46.7	44.5	7.8	1.1
46	100.0	43.5	45.5	10.0	1.1
49	100.0	41.0	45.2	12.9	0.9

総理府一就業構造基本調査

表14 平均年齢及び平均勤続年数の推移
(企業規模10人以上)

	平均年齢(歳)			平均勤続年数(年)		
	総数	女	男	総数	女	男
昭和35年	30.9	26.3	32.8	6.7	4.0	7.8
40	31.7	28.1	33.2	6.6	3.9	7.8
45	33.2	30.2	34.5	7.4	4.4	8.8
46	33.6	30.8	34.8	7.6	4.5	8.9
47	34.0	31.4	35.2	7.8	4.7	9.2
48	34.7	32.3	35.6	8.0	4.7	9.4
49	35.0	32.5	36.0	8.3	5.0	9.6
50	35.2	32.9	36.1	8.7	5.4	10.0
51	35.5	33.5	36.3	9.0	5.6	10.3

労働省一賃金構造基本統計調査

表 15 年齢階級別平均勤続年数の推移（企業規模 10 人以上）

	昭和 35		40		45		49		50		51	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	3.6	6.7	3.9	7.8	4.4	8.8	5.0	9.6	5.4	10.0	5.6	10.3
17 歳以下	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2	1.3	1.2	1.4	1.2	1.4	1.2
18 - 19	1.7	1.7	1.7	1.7	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3
20 - 24	3.3	3.0	3.2	3.3	3.1	3.2	3.0	3.2	3.1	3.3	3.1	3.3
25 - 29	5.7	5.4	4.9	5.3	5.2	6.0	4.7	5.7	5.0	5.8	5.1	6.0
30 - 34	6.9	8.9	6.4	8.2	5.5	8.5	5.9	9.0	6.2	9.2	6.4	9.5
35 - 39	5.7	10.9	6.3	11.5	6.2	11.2	5.9	11.3	6.4	11.7	6.4	11.8
40 - 44	5.7	12.8	5.9	13.7	7.0	15.4	7.3	14.0	7.3	14.1	7.5	14.1
45 - 49	5.7	12.8	5.9	13.7	7.0	15.4	8.3	17.0	8.8	17.4	9.1	17.7
50 - 54	6.8	13.6	7.0	13.7	7.8	15.2	8.6	18.3	9.4	18.6	9.7	19.1
55 - 59	6.8	13.6	7.0	13.7	7.8	15.2	8.9	12.8	9.3	3.7	9.6	14.2
60 - 64	7.3	9.1	7.5	8.9	8.6	9.2	8.9	9.2	9.5	10.0	10.4	10.1
65 歳以上	7.3	9.1	7.5	8.9	8.6	9.2	10.6	10.1	9.5	10.0	10.4	10.1

労働省－賃金構造基本統計調査

表 16 学歴別新規学卒就職者数及び構成比の推移

		計	中 学 校	高 等 学 校	短 期 大 学	大 学
英 数	昭和35年	1,373,822	683,697	572,602	17,917	99,706
	40	1,495,958	624,731	700,261	35,547	135,419
	45	1,356,949	271,266	816,716	80,740	188,227
	50	1,120,877	93,987	590,893	103,314	232,683
	51	974,847	80,984	559,232	104,168	230,463
女	昭和35年	601,687	327,071	253,604	10,472	10,540
	40	696,849	300,943	354,024	24,354	17,528
	45	649,319	130,967	420,727	68,435	29,190
	50	498,681	45,990	318,933	91,321	42,437
	51	476,385	39,418	301,231	93,047	42,689
人	昭和35年	772,035	356,626	318,998	7,445	89,166
	40	799,109	323,788	346,237	11,193	117,891
	45	707,630	140,299	395,989	12,305	159,037
	50	522,196	47,997	271,960	11,993	190,246
	51	498,462	41,566	258,001	11,121	187,774

		昭和35年	100.0	49.8	41.7	1.3	7.3
婦 女	総 数	40	100.0	41.8	46.8	2.4	9.1
		45	100.0	20.0	60.2	6.0	13.9
		50	100.0	9.2	57.9	10.1	22.8
		51	100.0	8.3	57.4	10.7	23.6
	昭和35年	100.0	54.4	42.1	1.7	1.8	
女	40	100.0	43.2	50.8	3.5	2.5	
	45	100.0	20.2	64.8	10.5	4.5	
	50	100.0	9.2	64.0	18.3	8.5	
	51	100.0	8.3	63.2	19.5	9.0	
	昭和35年	100.0	46.2	41.0	0.9	11.8	
男	40	100.0	40.6	43.4	1.3	14.8	
	45	100.0	19.8	56.0	1.7	22.5	
	50	100.0	9.2	52.1	2.3	36.4	
	51	100.0	8.3	51.8	2.2	37.7	
	昭和35年	100.0	46.2	41.0	0.9	11.8	

(注) 高等専門学校・大学院卒業者を含まない数値である。

表17 中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移

			求職者数(A)	求人数 (B)	就職者数(C)	求人倍率(B)/ (A)
中 学 校 卒 業 者	女	昭和47年	74,986 ^人	286,201 ^人	74,978 ^人	5.15 ^倍
		48	60,866	347,030	60,851	5.70
		49	54,356	352,275	54,306	6.48
		50	39,642	227,149	39,588	5.73
		51	34,158	150,771	34,148	4.41
		52	31,259	135,610	31,034	4.34
	男	昭和47年	59,053	350,630	59,044	5.94
		48	47,769	282,271	47,729	5.91
		49	42,776	293,620	42,687	6.86
		50	30,627	190,581	30,546	6.22
		51	25,299	94,680	25,255	3.74
		52	24,790	80,720	24,663	3.26
高 等 学 校 卒 業 者	女	昭和47年	320,152	786,641	319,883	2.46
		48	307,318	784,641	307,218	2.55
		49	300,505	937,855	300,277	3.12
		50	277,935	750,189	277,293	2.70
		51	261,987	521,307	261,519	1.99
		52	281,957	521,022	280,884	1.85
	男	昭和47年	246,721	997,496	246,511	4.04
		48	229,620	893,553	229,496	3.89
		49	223,734	1,125,650	223,498	5.03
		50	203,357	877,693	202,889	4.32
		51	189,934	483,349	189,444	2.54
		52	201,287	455,145	200,530	2.26

注) 各年3月卒の数値である。

労働省一職業安定業務統計

表18 一般職業紹介状況の推移(月平均)
(常用労働者)

		新規求職者数	新規求人数	求人倍率	就職率	充足率
女	昭46年度	121,906人	146,434人	0.93倍	10.5%	11.3%
	47	116,249	188,315	1.17	10.8	9.2
	48	105,179	202,311	1.51	11.2	7.4
	49	128,462	132,622	0.80	8.9	11.1
	50	116,051	114,235	0.54	5.5	10.2
	51	118,290	107,659	0.58	5.9	10.1
男	昭46年度	143,857	207,165	1.35	12.2	9.1
	47	132,393	275,323	1.66	12.4	7.5
	48	123,806	320,859	2.39	13.5	5.6
	49	144,713	205,016	1.31	10.8	8.2
	50	142,583	146,091	0.65	6.2	9.6
	51	145,627	154,591	0.66	6.2	9.5

注) 常用労働者………ここでは学卒、パートタイムを除く
求人倍率………有効求職者数に対する有効求人数の割合
就職率………有効求職者数に対する就職件数の割合
充足率………有効求人数に対する就職件数の割合

労働省一労働市場年報

表19 入職・離職状況の推移

		入職者数	離職者数	入 職 率	離 職 率
総 数	昭45	4,468.3千人	4,196.2千人	22.7 %	21.5 %
	46	4,411.6	4,369.3	19.8	19.6
	47	4,101.0	4,107.7	18.8	18.9
	48	4,643.3	4,445.7	20.4	19.5
	49	3,901.1	4,048.7	16.8	17.4
	50	3,361.8	3,755.7	14.2	15.8
	51	3,519.4	3,530.0	15.1	15.2
女	昭45	2,117.9	2,081.1	31.4	30.8
	46	2,138.9	2,222.9	27.4	28.5
	47	2,083.8	2,160.1	26.9	27.9
	48	2,264.7	2,248.8	28.4	28.2
	49	1,901.9	2,183.5	23.0	26.4
	50	1,681.1	1,927.5	20.2	23.2
	51	1,814.1	1,838.3	22.4	22.7
男	昭45	2,350.5	2,115.2	18.2	16.4
	46	2,272.7	2,146.5	15.7	14.8
	47	2,017.2	1,947.6	14.4	13.9
	48	2,378.6	2,196.9	16.1	14.8
	49	1,999.2	1,865.2	13.3	12.4
	50	1,680.7	1,828.5	10.9	11.9
	51	1,705.3	1,691.7	11.2	11.1

注) 年間入職(離職)率 = $\frac{1 \sim 12 \text{月の入職(離職)者数}}{1 \text{月1日現在の常用労働者数}} \times 100$

労働省一雇用動向調査

表 20 求職理由別求職者（転職・追加就業希望者）数

（万人）

		50年3月			51年3月		
		総数	女	男	総数	女	男
総	数	188	62	126	201	67	134
一時的についた仕事だから		30	14	16	38	19	19
収入が少ないから		46	15	31	46	14	32
将来性がないから		23	3	20	24	4	19
定年などにそなえて		7	0	7	10	1	9
時間的・肉体的に負担が大きい		27	10	17	28	10	18
知識・技能を生かしたいから		17	4	13	17	5	12
活用できる時間があるから		8	3	6	8	2	5
家事・健康上の理由など		10	6	4	9	5	4
そ	の	20	7	12	21	7	14
他							

総理府一労働力調査特別調査

表21 女子の離職理由の推移

	計	契約期間満了	経営上の都合	定年	本人の要	個人的理由	その他	
							うち結婚	うち出産・育児
昭和45	2,309.7	118.4	89.8	8.2	39.2	2,008.5	504.5	45.5
46	2,222.9	105.8	100.5	12.3	37.2	1,921.8	531.0	45.3
47	2,160.1	102.1	73.8	10.2	46.7	1,887.4	543.0	40.0
48	2,248.8	82.5	54.3	8.6	40.5	2,021.8	591.5	41.0
49	2,183.5	93.5	177.4	16.7	55.2	1,792.8	563.7	47.9
50	1,927.5	104.7	164.5	19.7	47.8	1,550.3	485.7	40.5
51	1,838.3	113.5	98.7	19.7	43.4	1,522.3	415.1	40.8
昭和45	100.0	5.1	3.9	0.4	1.7	87.0	21.8	1.9
46	100.0	4.8	4.5	0.6	1.7	86.4	23.9	2.0
47	100.0	4.7	3.4	0.5	2.2	87.3	25.1	1.9
48	100.0	3.7	2.4	0.4	1.8	89.9	26.3	1.8
49	100.0	4.3	8.1	0.8	2.5	82.1	25.8	2.2
50	100.0	5.4	8.5	1.0	2.5	80.4	25.2	2.1
51	100.0	6.2	5.4	1.1	2.4	82.8	22.6	2.2

労働省一雇用動向調査

表22 女子パートタイム労働者の入職状況

	合 計	年 齢				産 業				業	
		年 齢				産 業				その他	その他
		19歳以下	20～34歳	35～44歳	45歳以上	製造業	卸売業 小売業	金融保険 不動産業	サービス業		
入職者数(千人)											
昭和45	192.7	9.9	91.0	91.8		109.8	52.7	8.1	15.6	6.5	
46	175.2	9.6	91.0	74.3		86.0	54.2	8.4	21.4	5.2	
47	200.5	22.1	95.6	58.1	24.8	86.0	83.6	7.8	20.3	2.9	
48	245.1	13.7	111.1	84.1	36.2	115.9	76.7	19.8	29.4	3.3	
49	187.1	14.0	88.5	60.4	24.2	85.7	58.4	6.7	30.3	6.0	
50	238.7	15.2	111.4	77.4	34.6	91.8	97.1	7.2	37.6	5.1	
51	322.9	15.2	147.1	110.4	50.1	157.9	96.2	4.7	59.4	4.8	
昭和45	100.0	5.1	47.2	47.6		57.0	27.4	4.2	8.1	3.4	
46	100.0	5.6	51.9	42.4		49.1	30.9	4.8	12.2	3.0	
47	100.0	11.0	47.7	29.0	12.4	42.9	41.7	3.9	10.1	1.5	
48	100.0	5.6	45.3	34.3	14.8	47.3	31.3	8.1	12.0	1.3	
49	100.0	7.5	47.3	32.3	12.9	45.8	31.2	3.6	16.2	3.2	
50	100.0	6.4	46.7	32.4	14.5	38.5	40.7	3.0	15.8	2.1	
51	100.0	4.7	45.6	34.2	15.5	48.9	29.8	1.5	18.4	1.5	
対前年増減率(%)											
昭和46	-9.1	-0.1	0.0	-19.1		-21.7	2.9	3.7	37.2	-20.0	
47	14.4	12.55	5.1	11.6		0.0	54.2	-7.1	-5.1	13.8	
48	22.2	-38.0	16.2	44.8	46.0	34.8	91.8	153.9	44.8	13.8	
49	-23.7	2.2	-20.3	-28.2	-33.1	-26.1	-23.9	-66.2	3.1	81.8	
50	27.6	8.6	25.9	28.1	43.0	7.1	66.3	7.5	24.1	-16.4	
51	35.3	0.0	32.1	42.6	44.8	72.0	-0.9	-34.7	58.0	-5.9	

労働省一雇用動向調査

表 2 3 短時間就労雇用者数の推移（非農林業）

	総 数				女	
	雇 用 者 数 (万人)	短時間雇用 者数(万人)	雇用者中に占める短時 間雇用者の割合(%)	雇 用 者 数 (万人)	短時間雇用 者数(万人)	雇用者中に占める短時 間雇用者の割合(%)
昭 4 2	2,970	197	6.6	963	114	11.8
4 5	3,222	216	6.7	1,068	130	12.2
4 6	3,332	238	7.1	1,089	143	13.1
4 7	3,384	241	7.1	1,093	146	13.4
4 8	3,529	279	7.9	1,159	170	14.7
4 9	3,551	303	8.5	1,143	184	16.1
5 0	3,556	353	9.9	1,137	198	17.4
5 1	3,623	314	8.7	1,174	192	16.4

注) 1 短時間雇用者は平均週就業時間が3.5時間未満の雇用者である。

(季節的、不規則的雇用者を含む。)

2 雇用者数は休業者を除く。

表 24 家内労働者数の推移

	家内労働者数(人)			家内労働者に占める女子の割合(%)
	計	女	男	
昭45	1,811,200	1,671,700	139,500	92.3
46	1,805,800	1,661,100	144,700	92.0
47	1,840,900	1,706,700	134,200	92.7
48	1,844,400	1,707,800	136,600	92.6
49	1,654,500	1,525,400	129,100	92.2
50	1,563,700	1,438,500	125,200	92.0
51	1,500,700	1,388,500	112,200	92.5

注) 家内労働者……業者から委託を受けて主に自宅で繊維製品、ラジオ・テレビ部品、紙加工品等の製造加工等に従事する者

労働省一家内労働調査

表25 無業者の就業希望

イ 年令階級別就業希望者数及び就業希望率の推移

			総 数	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上
就業希望者数(千人)	計	昭37	4,947	758	670	780	698	560	953	372	155
		40	5,573	1,024	784	837	796	608	994	371	159
		43	8,018	1,278	1,051	1,316	1,225	904	1,374	573	298
		46	8,639	1,020	1,325	1,373	1,327	1,036	1,542	652	364
		49	9,217	772	1,142	1,601	1,543	1,123	1,852	738	445
	女	昭37	3,960	427	481	714	652	526	858	231	72
		40	4,351	517	539	778	746	565	895	233	78
		43	6,464	646	742	1,252	1,175	854	1,257	384	153
		46	7,063	519	936	1,306	1,272	986	1,405	451	187
		49	7,757	381	837	1,506	1,492	1,074	1,702	534	232
	男	昭37	987	332	189	66	46	35	95	141	83
		40	1,221	506	246	59	50	43	99	138	81
		43	1,554	632	308	64	49	49	117	190	144
		46	1,576	501	389	66	54	50	138	201	177
		49	1,460	391	305	95	51	49	150	204	213
就業希望率(%)	計	昭37	20.3	14.7	32.0	31.9	31.8	31.5	23.9	13.7	3.9
		40	20.0	14.1	32.3	32.7	32.8	32.0	24.1	13.0	3.7
		43	29.1	19.2	42.5	48.8	50.0	47.0	35.0	20.1	6.5
		45	30.0	17.2	43.1	49.9	51.9	50.2	36.5	21.3	7.1
		49	29.3	12.5	38.8	50.1	53.7	52.2	38.6	22.1	7.4
	女	昭37	21.0	17.0	33.6	30.8	30.9	30.7	22.6	10.3	2.6
		40	20.8	14.8	32.9	31.9	32.0	31.0	22.8	9.9	2.6
		43	31.1	20.0	46.8	48.7	49.7	46.5	34.0	16.4	4.9
		46	32.2	18.0	47.7	49.6	51.6	49.8	35.4	17.8	5.3
		49	32.3	12.7	46.3	50.0	53.6	52.1	37.8	19.1	5.7
	男	昭37	17.9	12.6	28.5	50.8	54.8	53.0	46.1	29.4	6.7
		40	17.8	13.5	31.0	48.4	53.8	55.8	46.7	28.6	6.1
		43	22.9	18.4	34.6	51.2	55.1	57.0	50.0	37.5	10.2
		46	23.0	16.5	34.9	55.9	60.0	61.0	53.7	38.1	11.0
		49	19.5	12.2	26.9	51.9	57.1	55.1	49.8	37.3	11.1

注) 就業希望率 = $\frac{\text{当該区分における就業希望者}}{\text{当該区分における無業者}} \times 100$

総理府一就業構造基本調査

ロ 希望する仕事の形態別就業希望者数及び構成比の推移

			総 数	短時間勤務で働きたい	普通勤務で働きたい	自分で事業をしたい	自家営業を手伝いたい	家庭で内職をしたい	その他
実 数	総 数	昭 4 3	8,018	2,419	1,235	379	448	2,856	683
		4 6	8,639	3,055	1,293	476	427	2,678	710
		4 9	9,217	3,439	1,441	519	435	2,705	678
	女	4 3	6,464	1,967	731	231	325	2,766	445
		4 6	7,063	2,569	775	308	328	2,615	468
		4 9	7,757	3,055	880	341	345	2,636	500
	(千 人) 男	4 3	1,554	452	502	148	122	90	239
		4 6	1,576	486	518	168	100	63	241
		4 9	1,459	384	561	178	89	69	177
構 成 比	総 数	4 3	100.0	30.2	15.4	4.7	5.6	35.6	8.5
		4 6	100.0	35.4	15.0	5.5	4.9	31.0	8.2
		4 9	100.0	37.3	15.6	5.6	4.7	29.3	7.4
	女	4 3	100.0	30.4	11.3	3.6	5.0	42.8	6.9
		4 6	100.0	36.4	11.0	4.4	4.6	37.0	6.6
		4 9	100.0	39.4	11.3	4.4	4.4	34.0	6.4
	(%) 男	4 3	100.0	29.1	32.3	9.5	7.9	5.8	15.4
		4 6	100.0	30.8	32.9	10.7	6.3	4.0	15.3
		4 9	100.0	26.3	38.5	12.2	6.1	4.7	12.1

総理府一就業構造基本調査

表26 きまって支給する給与、所定内給与及び男女格差の推移（企業規模10人以上）

	きまって支給する給与			所 定 内 給 与		
	女	男	男女格差 (男子 =100)	女	男	男女格差 (男子 =100)
	千円	千円		千円	千円	
昭和35	9.9	22.0	45.0	—	—	—
40	18.2	35.5	51.3	12.5	31.6	55.4
45	34.7	68.4	50.7	33.3	60.0	55.5
46	40.1	76.9	52.1	38.6	68.6	56.3
47	46.2	88.2	52.4	44.5	79.0	56.3
48	54.9	107.7	51.0	52.7	94.3	55.9
49	71.1	135.3	53.3	68.9	120.5	57.2
50	81.7	148.5	55.0	79.4	137.3	57.8
51	91.3	166.2	54.9	88.2	151.4	58.3

労働省一賃金構造基本統計調査

表27 月間給与総額及び男女格差の推移(事業所規模30人以上)

	現金給与総額		定期給与		特別給与							
	女	男	女	男	女	男						
	円	円	円	円	円	円						
昭35	12,414	23,029	428	(男子=100)	10,129	23,303	435	(男子=100)	2,285	5,726	599	(男子=100)
40	22,275	46,571	478		17,760	36,496	487		4,515	10,075	448	
41	24,867	51,856	480		19,650	40,297	488		5,217	11,559	451	
42	27,494	57,817	476		21,605	44,745	483		5,869	13,072	451	
43	31,553	65,595	481		24,445	50,273	486		7,108	15,322	464	
44	36,838	75,948	485		28,024	57,200	490		8,814	18,748	470	
45	45,801	89,934	509		34,482	66,710	517		11,319	23,224	487	
46	53,577	102,486	523		40,151	76,022	528		13,426	26,464	507	
47	62,882	117,816	534		46,810	87,278	536		16,072	30,538	526	
48	76,324	143,614	532		55,543	103,654	536		20,781	39,960	520	
49	97,392	180,686	539		70,032	128,513	545		27,360	52,173	524	
50	114,067	204,295	558		84,431	149,549	565		29,636	54,746	541	
51	129,675	230,999	561		95,827	169,242	566		33,848	61,757	548	

(州) 昭和40年以前に数々合名を設け、

表2 8 年齢階級別きまって支給する給与及び所定内給与の男女格差の推移（企業規模10人以上）（男子=100）

	17歳以下	18～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60歳以上
昭35											
	きまって支給する給与	79.1	68.6	61.4	50.7		—				—
40											
	きまって支給する給与	83.1	71.5	61.0	53.5	47.9	41.5		43.2		52.6
	所定内給与	88.8	78.2	67.1	58.1	52.1	44.7		46.0		54.2
45											
	きまって支給する給与	79.9	72.4	60.0	47.2	44.3	42.9		45.1		59.8
	所定内給与	87.2	79.5	66.6	52.6	48.7	46.5		48.5		62.7
50											
	きまって支給する給与	86.5	78.8	67.7	54.8	47.6	46.0	47.5	46.8	53.4	64.1
	所定内給与	90.7	83.4	71.9	58.3	50.1	48.3	49.8	48.5	55.2	65.9
51											
	きまって支給する給与	86.6	79.4	67.6	54.8	47.2	46.3	47.9	47.3	54.9	64.8
	所定内給与	91.4	85.1	72.7	58.8	50.3	48.8	50.4	49.4	56.9	66.8

労働省一貫金構造基本統計調査

表29 年齢階級、勤続年数別所定内給与の男女格差(企業規模10人以上)

(男子=100)

年齢階級 勤続年数	計	0 年	1	2	3~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30 年以上
計	58.3	67.3	70.2	68.7	67.0	64.9	64.5	63.0	65.2	72.8
17 歳 以下	91.4	90.3	90.7	91.5						
18 ~ 19	92.3	93.7	92.9	87.6	85.9					
20 ~ 24	85.1	81.2	83.7	87.1	88.1	84.8				
25 ~ 29	72.7	64.4	71.3	72.6	72.2	76.9	77.1			
30 ~ 34	58.8	51.8	56.7	58.6	59.0	59.5	71.5	70.6		
35 ~ 39	50.3	49.9	53.7	53.5	53.1	55.3	57.9	66.7	68.6	
40 ~ 44	48.8	49.5	53.4	52.4	54.0	55.1	58.5	56.1	68.3	81.3
45 ~ 49	50.4	51.4	53.6	53.1	54.4	57.3	61.7	61.6	66.2	81.0
50 ~ 54	49.4	52.9	54.6	53.3	52.8	56.9	63.7	62.6	62.1	71.1
55 ~ 59	56.9	54.4	57.6	53.5	56.0	60.2	69.1	71.0	64.3	61.2
60 歳 以上	66.8	59.8	64.0	59.0	60.7	63.1	71.9	74.7	67.9	63.2

労働省一貫金構造基本統計調査(昭和51年)

表30 特定条件別にみた所定内給与の男女格差

学歴	年 齢	勤続年数	女 千円	男 千円	格 差 (男子=100)
小・新 中 卒	17歳以下	0	61.7	68.3	90.3
	18～19	3～4	71.7	83.5	85.9
	20～24	5～9	84.8	105.2	80.6
	25～29	10～14	99.6	131.3	75.9
	30～34	15～19	108.0	155.4	69.5
	35～39	20～29	121.5	174.2	69.8
	40～44	20～29	133.6	177.4	75.3
	45～49	30～	156.5	186.5	83.9
	50～54	30～	152.3	201.2	75.7
	55～59	30～	128.0	194.6	65.8
旧中・新 高 卒	18～19	0	75.9	80.2	94.6
	20～24	3～4	89.6	100.6	89.1
	25～29	5～9	102.0	126.4	80.7
	30～34	10～14	119.3	157.7	75.7
	35～39	15～19	133.5	185.6	71.9
	40～44	20～29	153.3	216.7	70.7
	45～49	20～29	162.2	225.6	71.9
	50～54	30～	72.9	253.4	68.2
	55～59	30～	56.4	250.7	62.4
旧大・新 大 卒	20～24	0	91.2	98.2	92.9
	25～29	3～4	110.5	129.7	85.2
	30～34	5～9	134.6	173.4	77.6
	35～39	10～14	166.3	221.5	75.1
	40～44	15～19	195.5	271.1	72.1
	45～49	20～29	231.7	322.2	71.9
	50～54	30～	185.5	355.2	52.2
	55～59	30～	185.4	315.9	58.7

労働省—賃金構造基本統計調査（昭和51年）

表31 産業別月間現金給与総額及び対前年増減率（規模30人以上）

	現金給与総額		対前年増減率	
	女	男	女	男
全産業	円 129,675	円 230,999	% 13.7	% 13.1
鉱業	107,982	225,903	6.3	8.1
建設業	93,358	193,926	11.9	12.0
製造業	102,257	217,893	10.0	12.4
食料品たばこ製造業	97,919	217,268	8.5	10.7
繊維工業	85,102	193,305	8.9	13.3
衣服その他の繊維製品製造業	82,384	184,836	12.8	11.7
木材・木製品製造業	86,628	169,238	9.7	11.3
出版・印刷関連産業	143,729	261,740	10.9	15.6
化学工業	127,054	248,770	7.7	9.8
窯業・土石製品製造業	100,092	201,106	10.3	10.4
金属製品製造業	107,998	195,680	10.5	6.4
一般機械器具製造業	115,867	214,537	10.9	13.4
電気機械器具製造業	104,190	213,117	11.7	16.1
輸送用機械器具製造業	119,191	220,648	12.7	14.6
精密機械器具製造業	113,880	212,974	11.1	15.0
卸売業、小売業	118,553	223,420	9.2	12.4
金融・保険業	153,669	328,155	15.0	15.0
不動産業	120,574	241,531	11.6	11.2
運輸・通信業	155,833	232,577	14.9	12.3
電気・ガス・水道・熱供給業	160,174	273,219	7.4	8.2
サービス業	174,675	267,567	15.2	12.3

労働省—毎月勤労統計調査（昭和51年）

表 3 2 月間実労働時間数及び出勤日数の推移（事業所規模30人以上）

	月 間 実 勞 働 時 間 数								出 勤 日 数	
	総実労働時間数		所 定 内		所 定 外				女	男
	女	男	女	男	女	男	女	男		
昭和35年	時間 192.1	時間 204.8	時間 181.6	時間 180.5	時間 10.5	時間 24.3	時間 23.9	時間 24.3	日	日
40	181.4	197.8	174.7	177.1	6.7	20.7	23.2	23.8		
45	174.1	192.7	167.1	171.2	7.0	21.5	22.4	23.2		
46	173.3	190.2	166.9	171.1	6.4	19.1	22.4	23.1		
47	172.5	188.9	166.2	170.5	6.3	18.4	22.4	23.0		
48	169.2	187.8	162.9	168.2	6.3	19.6	22.0	22.7		
49	163.9	180.6	158.9	164.7	5.0	15.9	21.5	22.2		
50	163.0	175.8	158.2	162.8	4.8	13.0	21.5	21.8		
51	165.0	178.7	159.7	164.3	5.3	14.4	21.7	22.0		

注) 40年以前はサービス業を含まない数値である。

労働省一毎月勤労統計調査

表 3.3 主な週休制の形態別企業数及び週休制の形態別労働者数構成比の推移（調査産業計）

(%)

	合計	週休 1日制	週休 1日半制	週休 2 日 制				その他
				計	完全	月3回	隔週 月2回	
昭和45年	100.0	88.3	3.2	4.4	0.4	0.2	1.0	1.6
50	100.0	54.5	2.1	43.4	4.6	2.2	9.8	14.1
51	100.0	54.4	2.0	43.4	4.8	2.7	9.2	13.7
昭和45年	100.0	71.4	7.6	17.9	4.5	1.1	3.9	5.5
50	100.0	22.1	2.6	69.9	21.4	5.5	13.1	13.9
51	100.0	26.4	2.2	71.3	23.6	6.4	12.5	13.0
労働者数の割合								
労働者数の割合								

注) 1 「その他」とは、週休日の定めが季節や事業の繁閑によって不定期のもの及び不明のものをいう。

2 昭和45年はサービス業が含まれていない。

3 「週休1日半制」とは週6労働日のうち1日が半日のものをいう。

表 3 4 女子の採用の有無及び採用条件の相違の有無別事業所構成比 (%)

	計	同職種、同部門 への女子の採用			採用する場合の男女の採用条件の相違 (M・A)							
		全し く な 採 用 い	採 用 す る	不 明	採 用 す る 計	学 歴 制 限	年 令 制 限	資 条 格 技 能 件	身 雇 用 形 分 態	女 は 不 既 婚 採 用 者	そ の 他	採 男 用 女 条 件 同 じ は じ
学卒	100.0	8.3	87.7	4.0	100.0	20.8	7.0	11.3	1.8	9.3	8.6	60.9
中途	100.0	9.9	82.7	7.3	100.0	10.1	24.2	13.2	7.0	9.4	12.0	52.3

労働省—女子の雇用管理に関する実態調査 (昭和49年)

表 3 5 女子を配置しない職種、部門の有無別事業所構成比 (%)

計	有	無	不 明
100.0	64.6	35.2	0.2

注) 職種、部門とも労働基準法第63条による女子の就業制限業務を除く。

労働省—女子の雇用管理に関する実態調査 (昭和49年)

表36 女子に対する教育訓練実施の有無別事業所構成比

(%)

計	男女同じように受けさせる	種類は異なるが女子にも受けさせる	女子には受けさせない	教育訓練を実施していない
100.0	39.0	33.3	10.9	16.8

労働省—女子の雇用管理に関する実態調査（昭和49年）

表37 配置転換の有無別事業所構成比

(%)

計	女子にも配置転換がある	女子には配置転換はない	不明	配置転換ある場合の内容				
				計	男子と同じように行っている	特定の職種特定の範囲で行っている	希望のある場合のみ行っている	その他
100.0	74.7	25.1	0.2	100.0	31.8	43.8	14.9	9.5

労働省—女子の雇用管理に関する実態調査（昭和49年）

表38 昇進、昇格の有無及び女子を昇進昇格させない理由別事業所構成比 (%)

計	役付への昇進の機会がある	上位の資格へ昇進する機会がある	女子には昇進昇格の機会がない	昇進、昇格の機会がない理由 (ない=100)				役 職 者 数		
				女子は 統率力 管理能力が劣る	女子は 勤続年 数が短い	女子の 補助的 業務の 性格から無理	その他	計	男	女
100.0	61.4	34.7	25.0	20.6	48.4	48.4	27.8	100.0	93.0	7.0

注) 複数回答である。

労働省-女子の雇用管理に関する実態調査(昭和49年)

表39 定年制の有無及び決め方別企業構成比 (%)

	調査対象企業	定 め て い る					定めていない	不明
		計	一律に定めている	男女別に定めている	職業の種類別に定めている	その他		
調査産業計	100.0	74.1(100.0)	(70.7)	(23.5)	(3.9)	(1.9)	25.4	0.5
鉱 業	100.0	56.5(100.0)	(72.1)	(13.9)	(3.7)	(3.3)	43.5	~
建設業	100.0	39.2(100.0)	(81.2)	(11.7)	(6.5)	(0.7)	60.1	0.7
製造業	100.0	80.7(100.0)	(64.3)	(30.9)	(2.7)	(2.1)	19.1	0.2
卸売業・小売業	100.0	81.9(100.0)	(78.2)	(12.0)	(0.9)	(2.0)	17.0	1.1
金融・保険業	100.0	94.1(100.0)	(75.5)	(18.9)	(2.8)	(2.8)	5.9	~
不動産業	100.0	84.6(100.0)	(74.4)	(20.9)	(2.8)	(1.9)	15.4	~
運輸・通信業	100.0	77.2(100.0)	(72.6)	(10.1)	(15.1)	(2.3)	22.5	0.3
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	97.0(100.0)	(90.8)	(7.1)	(2.0)	(-)	3.0	~
サービス業	100.0	64.6(100.0)	(75.2)	(19.4)	(4.4)	(1.1)	34.5	0.9

注) () 内の数字は定年制を定めている企業を100とした割合である。

労働省-雇用管理調査(昭和51年)

(1) 女 子 表4.2 男女別定年延長の場合の定年年齢の変化 (%)

	女子の 年齢を 延長し た企業	35 ↓ 36 ~	40 ↓ 41 ~	40 ↓ 42 ~	45 ↓ 46 ~	45 ↓ 50 ~	50 ↓ 51 ~	50 ↓ 55 ~	50 ↓ 56 ~	55 ↓ 56 ~	60 ↓ 61 ~	その他
調査産業計	100.0 (5.5)	4.7	—	37.4	0.1	7.2	15.5	4.8	7.6	11.8	—	10.9

(2) 男 子

	男子の 年齢を 延長し た企業	54 ↓ 55 ~	55 ↓ 56 ~	55 ↓ 57 ~	55 ↓ 58 ~	55 ↓ 59 ~	55 ↓ 60 ~	56 ↓ 61 ~	57 ↓ 58 ~	58 ↓ 59 ~	59 ↓ 60 ~	60 ↓ 61 ~	
調査産業計	100.0 (7.0)	—	26.5	15.6	9.6	—	22.1	—	0.6	3.5	12.7	4.6	4.7

注) [] 内の数字は、現在、男女別定年制をとっている企業のうち、過去2年間に男女別定年制の形のまま、定年年齢を延長した企業の占める割合である。

労働省-雇用管理調査(昭和51年)

表4.3 女子に特有な退職制の規定状況 (%)

結 婚 退 職 制					妊 娠 ・ 出 産 退 職 制				既 婚 結 婚 の 場 合 の 妻 の 退 職 制				そ の 他						
計	就 業 規 則	労 働 協 約	内 規 ・ 念 書	慣 行 ・ そ の 他	計	就 業 規 則	労 働 協 約	内 規 ・ 念 書	慣 行 ・ そ の 他	計	就 業 規 則	労 働 協 約	内 規 ・ 念 書	慣 行 ・ そ の 他	計	就 業 規 則	労 働 協 約	内 規 ・ 念 書	慣 行 ・ そ の 他
100.0	27.6	13.8	3.4	55.2	100.0	50.0	10.0	—	40.0	100.0	—	—	—	100.0	100.0	60.0	20.0	—	20.0

注) 複数回答である。

労働省-女子の雇用管理に関する実態調査(昭和49年)

表44 男女平等に関する世論調査（昭和50年総理府）

1 職場においては男女は平等に扱われているか

(%)

	平等である	平等でない	一概にいけない	わからない
総 数	16	58	12	14
女	13	59	10	18
有職の者	16	61	9	14
無職の者	11	58	11	20
男	21	57	13	9

ロ 職場によって女性が男性と同じ扱いを受けていないところがあるのをどう思うか

(%)

		当然だ	やむを得ない	よくない	わからない
総 数		14	49	26	11
女	計	12	48	28	12
	20~29歳	7	42	45	6
	30~39	8	52	31	9
	40~49	14	50	26	10
	50~59	14	52	21	13
	60以上	16	42	13	29
男	計	17	52	23	8
	20~29歳	17	49	26	8
	30~39	18	51	24	7
	40~49	16	55	22	7
	50~59	15	53	26	6
	60以上	18	48	18	16
職場に おける 男女の 平等感	平等である	16	52	22	10
	平等でない	13	51	30	6
	一概にいけない	12	50	26	12
	わからない	15	39	16	30

ハ 結婚や出産を機会に勤めをやめることをどう思うか

(%)

	当然だ	やむを得ない	よくない	わからない
総 数	19	60	13	8
女	17	61	13	9
子供有	18	61	12	9
子供無	12	66	14	8
男	22	58	12	8

ニ 結婚や出産を機会に勤めをやめるのはよくない理由

(%)

一生を通じて職業をもつことはよいことである………	44
女性は仕事というものを安易に考えすぎる………	24
女性が男性と差別される原因となる………	21
職業によっては職場復帰が望まれる場合がある………	20
妻も家計を支えるべきである………	19
その他………	5
わからない………	8

注) 複数回答である。

ホ 条件がととのえば勤めをやめなくなると思うか

(%)

勤めをやめなくなる………	47
そうは思わない………	18
一概にいいない………	28
わからない………	7

ヘ 女性の保護等に関する措置が女性の職場を限られたものにするか

(%)

	そう思う	そうは思わない	わからない
総 数	58	23	19
女	56	22	22
男	61	26	13

表 4 5 婦人に関する世論調査（51年総理府）

イ 女性が職業をもつことは、女性の地位を高めるのに役立つか (%)

	役立つと思う	役立つとは思わない	一概に いえない	不 明
総 数	59	11	25	5
〔年 齢〕				
20～29歳	64	11	23	2
30～39歳	60	14	24	2
40～49歳	60	10	26	4
50～59歳	60	10	24	6
60歳以上	48	9	27	16
〔配偶関係〕				
既 婚	59	12	25	4
離 死 別	51	9	26	14
未 婚	67	9	22	2

注) 調査対象は女性のみである。以下「ホ」まで同じ。

ロ 職業の継続意志

	(有職者)	(%)		
	将来もずっと 続けたい	当分の間は 続けたい	やめたい やめる	不 明
総 数	59	33	5	3
〔年 齢〕				
20～29歳	46	42	6	6
30～39歳	61	32	4	3
40～49歳	62	32	4	2
50～59歳	68	25	5	2
60歳以上	63	29	7	1

ハ 職業をやめた理由

(退職者) (%)

・職場に結婚退職、出産退職の制度・慣行があった	24
・家庭との両立がむずかしかった	30
・保育施設が整備されていなかった	4
・家族の同意、協力が得にくかった	2
・賃金、仕事の内容などの面で、男性と同等の待遇がされていなかった	1
・仕事がきつかった、仕事がむいていなかった	1
・職場の人間関係がうまくいかなかった	1
・自分の健康が思わしくなかった	8
・年をとった、停年になった	9
・その他	18
・不 明	2

ニ 女性が職業をやめる原因

(%)

・職場に結婚退職、出産退職の制度・慣行がある	6
・家庭との両立がむずかしい	53
・保育施設が整備されていない	7
・家族の同意、協力が得にくい	8
・賃金・仕事の内容などの面で、男性と同等の待遇がなされていない	4
・女性自身が家庭のことに専念したいと思っている	10
・その他	2
・不 明	10

ホ 女性の就業制限

(%)

	制限をはずす	職種によっては制限をはずす	制限を続けることを第1とする	不 明
総 数	8	29	36	27
被 傭 者	8	36	44	12
管理・専門技術職 事務職	8	44	40	8
労 務 職	8	29	47	16

表 4 6 女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合
(%)

	女子労働者に対する 出産者の割合	有夫者に対する 出産者の割合
昭 4 6	2.4	6.2
4 8	2.5	6.0
4 9	2.7	6.4
5 1	2.7	5.8

労働省—女子保護実施状況調査

表 4 7 1人平均産前産後休業日数
(日)

	産 前	産 後
昭 3 5	3 3.1	4 6.3
4 0	3 4.4	4 6.4
4 6	3 6.4	4 6.6
4 8	3 5.1	4 7.3
4 9	3 6.2	4 7.9
5 1	3 6.4	4 8.7

労働省—女子保護実施状況調査

表 4 8 妊娠中の軽易業務転換及び育児時間請求者の割合 (%)

	軽易業務転換者	育児時間請求者
昭 3 5	8.9	39.5
4 0	12.4	28.8
4 6	10.9	24.2
4 8	11.0	21.2
4 9	12.2	18.7
5 1	11.3	22.7

労働省—女子保護実施状況調査

表 4 9 生理休暇の請求状況

	生理休暇請求者のあった事業所の割合 (%) (注 1)	生理休暇請求者の割合 (%) (注 2)	請求者 1 人当たり年間休暇請求回数 (回)	請求者 1 人当たり平均年間休暇日数 (日)
昭 3 5	29.1	19.7	5.0	7.5
4 0	32.5	26.2	5.1	8.3
4 6	34.4	22.8	5.9	8.0
4 8	31.2	21.2	6.5	9.2
4 9	31.9	20.0	6.9	9.1
5 1	33.7	16.6	7.2	9.1

注) 1 調査事業所総数 = 100.0

2 女子労働者 = 100.0

労働省—女子保護実施状況調査

表 5 0 母性保護規定等の実施事業所の割合

(%)

妊娠中の通院 休暇ありの事 業所	妊婦の通勤緩 和措置ありの 事業所	妊娠障害休暇 ありの事業所	企業内保育施 設ありの事業 所
1 8. 6	1 5. 2	1 0. 8	2. 7

注) 妊娠、出産に伴う健康管理について、労働基準法の規定を
上回る規定等である。

労働省—女子保護実施状況調査(昭和51年)

表 5 1 育児休業制度実施事業所の割合

(%)

昭 4 6	4 8	4 9	5 1
2. 3	4. 3	5. 7	6. 3

労働省—女子保護実施状況調査

表 5 2 妊娠・出産による退職者の割合(妊娠婦=100)

%

昭 3 5	4 0	4 5	4 6	4 8	4 9	5 1
3 8. 9	4 9. 3	4 7. 5	4 6. 9	4 8. 8	4 7. 2	3 8. 7

労働省—女子保護実施状況調査

表53 健康保険等による分統費給付決定件数

(件)

	昭和40年度	45	49	50
政府管掌健康保険	137,494	160,974	190,667	173,554
組合管掌健康保険	48,044	69,142	105,281	102,662
日雇労働者健康保険	1,350	1,149	568	603
※国家公務員共済組合	12,287	10,496	9,295	8,614
地方公務員共済組合	37,796	41,495	53,493	56,334
※公共企業体職員共済組合	9,346	8,621	7,352	6,916
※私立学校教職員共済組合	2,561	3,510	5,238	5,298
船員保険	51	47	28	29

注) ※印では分統費を出産費と称す。

総理府—社会保障統計年報

表54 出産手当金1件平均給付額、給付日数の推移

	昭和40年度	45	49	50
政府管掌健康保険	16,822円	33,231円	67,783円	84,696円
	56.4日	61.0日	63.7日	64.4日
組合管掌健康保険	21,121円	41,508円	84,598円	106,095円
	54.6日	59.0日	63.5日	65.8日

総理府—社会保障統計年報

表 5 5 労働組合員数及び推定組織率の推移

	女			男			組合員総数 中に占める 女子の割合
	労働組 合員数	雇 用者数	推 定 組 織率	労働組 合員数	雇 用者数	推 定 組 織率	
	万人	万人	%	万人	万人	%	%
昭 4 5	3 2 0	1, 0 8 9	2 9.4	8 2 8	2, 1 8 7	3 7.9	2 7.9
4 6	3 2 8	1, 1 0 4	2 9.7	8 4 1	2, 2 7 8	3 6.9	2 8.0
4 7	3 2 8	1, 1 0 2	2 9.8	8 4 9	2, 3 5 6	3 6.1	2 7.8
4 8	3 3 3	1, 2 1 3	2 7.5	8 6 4	2, 4 2 6	3 5.6	2 7.9
4 9	3 4 5	1, 1 8 7	2 9.1	8 8 7	2, 4 6 2	3 6.0	2 8.0
5 0	3 4 5	1, 1 9 0	2 9.0	9 0 2	2, 4 7 9	3 6.4	2 7.6
5 1	3 4 1	1, 2 0 5	2 8.3	8 9 6	2, 5 0 5	3 5.8	2 7.6

注) 推定組織率 = $\frac{\text{組合員数}}{\text{雇 用 者 数}} \times 100$

労働省—労働組合基本調査 } (各年6月)
総理府—労働力調査 }

表 5 6 産業別単位労働組合数及び組合員数

	組合数	組 合 員 数		組合員中 に占める 女子の割 合	女子組合 員の産業 別構成比
		総 数	女 子		
		人	人	%	%
全 産 業	70,039	12,374,288	3,411,225	27.6	100.0
農 林 狩 猟 業	832	74,382	10,918	14.7	0.3
漁 業・水産・養殖業	111	32,612	1,679	5.1	0.0
鉱 業	320	59,971	3,996	6.7	0.1
建 設 業	3,670	690,341	105,002	15.2	3.1
製 造 業	20,053	4,393,517	922,457	22.6	29.1
卸 売 業、小 売 業	5,583	790,698	315,105	39.9	9.2
金 融・保 険 業	4,798	954,652	544,253	57.0	16.0
不 動 産 業	156	16,176	3,170	19.6	0.1
運 輸・通 信 業	14,314	2,037,947	208,898	10.3	6.1
電気・ガス・水道・熱供給業	1,321	229,147	20,548	9.0	0.6
サ ー ビ ス 業	13,205	1,736,597	751,578	43.3	22.0
公 務	5,408	1,318,387	442,818	33.6	13.0
分類不能の産業	268	39,861	10,803	27.1	0.3

労働省—労働組合基本調査（昭和51年6月）

表 57 認可保育所数及び入所児童数の推移

	計	公 立	私 立	総数に占める 公立の割合
施 設 数	所	所	所	%
昭 3 0	8,321	4,232	4,089	50.9
4 0	11,199	6,888	4,360	61.5
4 5	14,101	8,817	5,284	62.5
4 8	16,140	10,066	6,074	62.4
4 9	16,534	10,354	6,180	62.6
5 0	18,009	11,387	6,622	63.2
5 1	18,866	11,910	6,956	63.3
入所児童数	人	人	人	%
昭 3 0	653,727	340,936	312,791	52.2
4 0	829,740	498,872	326,334	60.1
4 5	1,131,361	690,344	441,017	61.0
4 8	1,375,567	843,733	531,834	61.3
4 9	1,422,555	873,197	549,358	61.1
5 0	1,676,690	1,074,506	602,184	64.1
5 1	1,782,134	1,140,015	642,119	64.2

厚生省—社会福祉行政業務報告（各年4月）

表58 上級学校進学者数及び進学率の推移

進学者数	高校・高等専門学校	昭和35					51		
		計	女	男	40	45	50	51	
進学者数(人)	計	1,022,424	1,667,080	1,368,898	1,453,165	1,447,696			
	女	487,771	804,017	673,989	718,656	715,324			
	男	534,653	863,063	694,909	734,509	732,372			
進学率(%)	計	160,386	294,540	340,217	453,842	449,582			
	女	61,542	114,792	161,833	230,131	233,557			
	男	98,844	179,748	178,384	223,711	216,025			
進学率(%)	計	57.7	70.7	82.1	91.9	92.6			
	女	69.6	69.6	82.7	93.0	93.0			
	男	71.7	71.7	81.6	91.0	91.0			
進学率(%)	計	17.2	25.4	24.2	33.9	33.9			
	女	14.2	20.4	23.5	33.5	35.1			
	男	19.7	30.1	25.0	34.1	32.8			

文部省一学校基本調査

表59 関係学科別大学、短期大学在学生の構成比

	大 学			短 期 大 学		
	計	女	男	計	女	男
在学生数(A)	1702235	374864	1327371	360026	313370	46656
構 成 比 (%)						
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人文科学	13.1	36.0	6.7	20.9	23.4	3.4
社会科学	41.6	15.1	49.0	10.5	6.8	35.6
理学	3.0	2.0	3.3	0.0	0.0	0.0
工学	20.0	0.8	25.4	6.3	0.3	46.7
農学	3.5	1.5	4.1	1.2	0.2	7.8
保健	5.8	8.4	5.0	3.2	3.4	2.3
商船	0.1	—	0.1	—	—	—
家政	1.8	8.1	0.0	27.3	31.4	0.4
教育	7.4	19.6	4.0	23.7	27.2	0.8
芸術	2.4	6.4	1.2	5.0	5.3	2.9
その他	1.3	1.9	1.2	1.9	2.1	0.2

文部省一学校基本調査（昭和51年）

表60 職業訓練科別の女子の占める割合

専修職業訓練校				都道府県立認可高等職業訓練校				総合高等職業訓練校			
訓練科	入校者数	うち女子	女子の割合	訓練科	入校者数	うち女子	女子の割合	訓練科	入校者数	うち女子	女子の割合
洋裁科	303	303	100.0	洋裁科	287	283	98.6	販売科	15	8	53.3
トレース科	18	18	100.0	経理事務科	213	161	75.5	デザイン科	14	4	28.6
和文タイプ科	82	82	100.0	デザイン科	93	71	73.9	機械製図科	133	31	23.3
英文タイプ科	21	21	100.0	洋服科	49	34	69.3	建築製図科	36	7	19.4
秘書事務科	32	32	100.0	広告美術科	40	22	55.0	電子計算機科	44	8	18.2
縫製科	323	321	100.0	機械製図科	464	212	45.7	プレハブ建築科	22	2	9.1
美容科	225	220	97.7	陶磁器科	55	24	43.6	公署検査科	13	1	7.7
経理事務科	216	197	91.2	製版印刷科	61	19	31.1	原子力科	19	1	5.2
洋服科	83	74	89.1	建築製図科	489	150	30.6	製版印刷科	76	2	2.6
一般事務科	150	133	88.6	造船製図科	23	7	30.4	無線通信科	128	1	0.8

出 割合の高い訓練科をそれぞれ10科掲げた。

労働省職業訓練局調べ（昭和51年）

表61 各国における従業上の地位別女子就業者構成比

国名	年	総数 (千人)	構 成 比 (%)			
			計	自営主	家族 従業者	雇用者
カナダ	1975	3,564	100.0	3.0	3.4	92.9
アメリカ	1974	35,892	100.0	4.4	1.9	92.6
メキシコ	1975	3,581	100.0	26.2	7.1	66.6
イスラエル	1974	364	100.0	12.9	5.5	77.3
フィリピン	1974	4,964	100.0	21.5	33.6	39.0
韓国	1974	4,428	100.0	21.8	47.7	27.9
イタリア	1975	5,452	100.0	13.0	14.2	67.9
フランス	1968	7,124	100.0	8.4	15.2	73.7
西ドイツ	1974	10,056	100.0	4.9	12.0	83.1
ベルギー	1974	1,354	100.0	8.9	8.0	79.4
イギリス	1971	9,137	100.0	4.1	—	91.2
オーストリア	1974	1,166	100.0	23.4	—	76.6
デンマーク	1974	1,015	100.0	3.1	10.5	86.4
スウェーデン	1974	1,647	100.0	2.6	3.2	94.2
フィンランド	1973	1,015	100.0	19.2	—	78.6
チェコスロバキヤ	1970	3,113	100.0	1.0	—	85.8
ポーランド	1974	8,082	100.0	37.3	—	62.7
ハンガリー	1974	2,212	100.0	1.6	6.0	76.5
オーストラリア	1973	1,691	100.0	8.6	0.6	87.7

注 総数は「その他及び地位不詳」の数字を含むため地位計は100%にならない。

ILO — 国際労働統計年鑑

表62 各国における就業者総数及び雇用者総数中に占める女子の割合
(男女計=100%)

国名	年	就業者総数中に占める女子の割合	雇用者総数中に占める女子の割合
		%	%
カナダ	1975	35.3	37.1
アメリカ	1974	38.5	39.5
メキシコ	1975	21.6	23.1
イスラエル	1974	32.4	34.1
フィリピン	1974	32.6	36.6
韓国	1974	36.7	27.4
イタリア	1975	28.1	27.2
フランス	1968	34.9	34.2
西ドイツ	1974	36.9	35.8
ベルギー	1974	34.0	33.4
イギリス	1971	36.5	38.1
オーストリア	1973	38.6	36.9
フィンランド	1973	45.2	45.6
デンマーク	1974	40.9	42.7
スウェーデン	1974	41.6	43.0
ハンガリー	1974	43.6	42.6
チェコスロバキヤ	1970	44.6	43.8
ポーランド	1974	46.2	41.9
オーストラリア	1974	33.0	34.7

ILO-国際労働経済統計年鑑

表63 各国における産業別雇用者数

(万人)

	カナダ 1975		アメリカ 1974		スウェーデン 1974		西ドイツ 1974		韓国 1974		イギリス 1971	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
総数	331	562	3,323	5,100	155	206	836	1,502	123	327	833	1,356
農・狩猟・林・漁業	3	15	26	128	1	8	7	18	23	48	6	29
鉱業・採石業	1	13	6	60	0	2	3	31	0	4	2	37
製造業	47	145	654	1,530	29	81	306	708	48	106	239	562
電気・ガス・水道業	1	8	15	108	0	3	2	18	0	3	6	30
建設業	3	46	30	475	2	24	12	174	2	40	9	125
卸・小売業・レストラン・ホテル	57	86	734	899	27	23	182	121	11	20	178	132
運輸・倉庫・通信業	13	52	108	336	7	18	28	117	3	28	26	123
金融・保険・不動産 対事業所サービス	28	18	244	208	10	11	59	54	3	8	61	65
対地域社会・社会・ 個人サービス	161	135	1,500	1,141	80	36	238	262	33	70	293	244

注) 1. 分類不能の産業を除いてあるので計は必ずしも総数と一致しない。

2. 産業分類は全経済活動に関する国際標準産業分類(1968年)による。

ILO-国際労働統計年鑑

表64 各国における男女賃金格差

(男子=100)

	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス	デンマーク	オーストラリア	スイス
1965年	(1964年) 59.6	59.5	68.1	83.1	71.3	71.9	61.9
1970	62.3	59.9	69.2	86.9	73.6	73.9	62.3
1971	61.7	60.5	69.7	87.3	75.0	75.4	63.8
1972	63.1	60.7	70.1	87.8	76.3	78.0	63.3
1973	62.2	62.5	70.3	85.5	78.9	80.4	66.5
1974	60.8	67.0	71.3	86.2	81.3	86.2	66.8
1975	—	67.6	72.2	86.3	83.0	91.9	66.7
1976	—	—	—	—	83.7	93.4	66.3

注) アメリカ; 1964年は一般労働者の年総得賃金, 1970年以降は, 週総得賃金の中位数

イギリス; 時間当り総得賃金-①非農林業, ②商肉労働者, ③成人(男21歳以上, 女18歳以上)

西ドイツ; 時間当り総得賃金-非農林業(商業, 運輸業, サービス業を除く。)

フランス; 時間当り賃金率-非農林業(鉱業, 採石業を除く。)

デンマーク; 時間当り総得賃金-①非農林業(鉱業, 採石業, 商業, 運輸業を除く。)

③18歳以上(徒弟を除く。)

オーストラリア; 時間当り賃金率

スイス; 時間当り総得賃金-非農業(但し, サービス業を除く。)

資料出所 ILO 国際労働統計年鑑
アメリカ 1975 Handbook on
Women Workers

表65 働く婦人の家設置状況（51年度末現在）

[illegible]

注 ⑤は県単独設置のものである。

表66 内職相談センター設置状況(51年度末現在)

都道府県名	所在地	都道府県名	所在地	都道府県名	所在地
北海道	札幌市	神奈川県	横浜市	岡山県	岡山市
	函館市	新潟県	新潟市	山口県	山口市
青森県	青森市	富山県	富山市	徳島県	徳島市
岩手県	盛岡市	石川県	金沢市	香川県	高松市
宮城県	仙台市	山梨県	甲府市	高知県	高知市
山形県	山形市	長野県	長野市	福岡県	福岡市
福島県	福島市	岐阜県	岐阜市	佐賀県	佐賀市
	いわき市	静岡県	静岡市	長崎県	長崎市
茨城県	水戸市	愛知県	名古屋	大分県	大分市
栃木県	宇都宮市	三重県	津市	鹿児島県	鹿児島市
	足利市	滋賀県	大津市		
群馬県	前橋市	東京都	東京都		
埼玉県	浦和市	大阪府	大阪市		
	熊谷市	兵庫県	神戸市		
千葉県	千葉市	奈良県	奈良市		
	江東区	和歌山県	和歌山市		
	足立区	鳥取県	鳥取市		
	港区	島根県	松江市		

表67 ターミナル職業相談室設置状況(52.9.1現在)

都道府県名	所在地	都道府県名	所在地	都道府県名	所在地
北海道	札幌市	静岡県	静岡市	岡山県	岡山市
宮城県	仙台市		浜松市	広島県	広島市
埼玉県	大宮市	愛知県	名古屋市	福岡県	福岡市
東京都	港区	大阪府	大阪市(北区)		北九州市
	中央区		“ (阿部野区)		久留米市
神奈川県	横浜市	兵庫県	神戸市		
	川崎市		姫路市		

参 考

1. 雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進に関する建議

近年、わが国経済社会の発展に伴い、勤労婦人の数は著しく増加してきた。また、教育水準の上昇、平均寿命の伸長等により、婦人の能力とその活用の可能性は著しく増大し、婦人労働者の就労分野は徐々に拡大しつつあるとともに、婦人の生涯における職業生活の意義がさらに高まってきている。このような状況にかんがみ、婦人が職場でその能力を充分に発揮する機会を得、能力に対応した処遇を受けるようにすることが婦人自身の向上はもとより、わが国の今後の発展のためにも必要である。

昨年は、国際婦人年を期して、第60回ILO総会において婦人労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言、行動計画等が採択されたが、今年は国際連合が宣言した「婦人の10年」の第1年目であり、国連主催の世界会議で採択された世界行動計画とともに、これらの計画等を国内施策にどのようにとり入れるか検討すべき時期に当たっている。

これら内外の実情にかんがみ、本審議会は、ILO行動計画の趣旨に沿って今後の「婦人の10年」の間にわが国においてどのような対策を講ずるべきかについて検討を行ってきたが、その結果に基づき下記のとおり要望し、建議する。

記

1 長期的展望

(1) 憲法の保障する男女平等の原則に基づき、職業生活のあらゆる領域に男女が等しく参加の機会をもち、平等の処遇を得られるよう、雇用における婦人の機会の均等及び賃金、昇進昇格、教育・訓練等待遇の平等を婦人労働対策の最重点として積極的に推進していくことが必要である。

(2) 雇用における男女平等を徹底するためには、男女が同じ基盤で就労できることが前提要件となるが、これまでの歴史的・社会的要因との関連もあり、婦人労働者については法制上も各種の特別措置が行われている。

現在婦人労働者について行われている特別措置をみると、科学技術の進歩

等に伴い、その必要性が再検討されなければならないものがある。また、それらは、一部の婦人にとっては就業上の制約となっているといわれる場合がある。

(3) 従って、科学的根拠が認められず、男女平等の支障となるような特別措置は終局的には解消すべきであるが、現行のこれらの措置はそれなりの歴史的背景をもっており、必要性が認められない場合もこれを直ちになくすることは、様々な問題を提起することが考えられる。このような問題提起からくる摩擦を避けつつ、男女平等の実効を着実にあげるため実情に応じた方法で漸進的に解消していくよう努めるべきである。

(4) 妊娠・出産に係る母性保護は、婦人自身の健康のみならず、次代を担う国民の健全な育成の観点からも必要不可欠なものと考える。従って、このような母性保護については、きめ細かな対策を講ずるべきであり、このことを理由として婦人労働者を差別すべきでないことはいうまでもない。

なお、また男女差別解消の観点からは、ILO 111 号条約批准についても検討を行っていくことが必要である。

2 優先的に行うべき事項

上記のような長期的展望に立って、昨年9月の建議に基づいて男女平等を確保するための対策を実施すべきであるが、当面特に次の事項を重点としてその積極的推進を図るべきである。

(1) 同一労働における男女同一賃金（特に初任給）をさらに徹底させるよう監督指導を強化すべきである。

(2) 現在婦人に対して行われている特別措置のうち、今後検討の結果科学的根拠を失い特に婦人の就業の制約となっていることが明らかになったものについては、逐次改善を図るべきである。

(3) 若年定年制、結婚・妊娠・出産退職制等については、年次計画を樹立する等早急に改善を図るための行政指導を強化すべきである。

(4) 雇用における男女の平等が実質的に実現されるよう職業生活と家庭生活との調和を図るための環境整備に努めることが必要である。

(5) 雇用における男女平等の促進を図るよう、婦人の雇用管理の改善について労使の相談に応じ、助言、指導を行うため関係行政機関の機能の強化が必要である。

(6) 以上の施策を進めるに当たっては、関係労使の自主的な改善努力が極めて重要であり、特に婦人労働者自身の職業意識・職業能力の向上が必要であるので、これらの促進を図るよう関係労使に対し啓発指導を行うべきである。

2. 国内行動計画（抜すい）

本項は、昭和52年1月に策定された「国内行動計画」のうち、雇用に関する部分を抜すいしたものである。

1 基本的考え方

5 国内行動計画は、憲法の定める男女平等の原則及び世界行動計画を始めとする国際文書の趣旨に基づき、政治、教育、労働、健康、家族生活等に関して憲法が保障する一切の国民的権利を婦人が実際に男性と等しく享受し、かつ、国民生活のあらゆる領域に男女両性がともに参加、貢献することが必要であるという基本的考え方に立って、それを可能とする社会環境を形成することを全体的な目標とする。

この目標を達成するため、次のことを計画の課題とし、今後10年間にわたって総合的な施策を展開することとする。

- (1) 法制上の婦人の地位の向上
- (2) 男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進
- (3) 母性の尊重及び健康の擁護
- (4) 老後等における生活の安定の確保
- (5) 国際協力の推進

Ⅱ 施策の基本的方向とその展開

1 法制上の婦人の地位の向上

憲法に定める男女平等の原則を一層徹底させ、かつ婦人の地位の実質的向上を図るため、時代の変化に即して、常に諸法制を見直し、その再検討を行う。

家庭生活の健全な維持に対する婦人の寄与と家業における婦人の労働の経済的価値を法律上も正しく評価するため、引き続き、民法等関係法令の再検討を行うとともに、法的に認められた諸権利が確実かつ容易に実現されるような制度ないし手続きの整備について所要の改正を検討する。また、雇用、職業における男女平等の確保のための婦人労働関係法令、その他広く各種法令上の問題点について検討を行う。

2 男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進

婦人が、その主体的選択によって、政治、経済、社会、文化のあらゆる分野に参加する機会を持ち得るよう、固定的な男女の役割分担意識を見直すとともに、婦人に対する不平等な慣行を是正し、婦人が多面的な責任を調和させつつ、その能力を十分に発揮することができるような社会環境を整備する。

(1) 政策決定への参加

国、地方公共団体、企業、民間団体等における政策、方針の決定への婦人の参加を促進する。

そのため、審議会等への婦人の登用を積極的に行うとともに、公務員については、婦人の登用等について十分配慮する。また、公的機関、企業、民間団体等の政策、方針の決定について、婦人が積極的な役割を果たすことができるよう気運の醸成を図る。

(2) 教育訓練の充実

従来の男女の役割分担意識にとらわれない教育、訓練を推進するとともに、婦人の生涯の展望を踏まえた教育・訓練の機会の拡充、施設の整備等の施策を推進する。その際、社会参加を希望する婦人の再教育、再訓練について配慮する。

ウ 婦人が若年時から正しい職業観を養い、生涯展望に立った職業選

択を行うことができるよう、各種の教育、訓練において配慮する。
また、個人の適性に応じて多様な分野で能力を発揮しうるよう幅広い教育、訓練を受けることを奨励するとともに、職業情報の積極的提供、職業指導の充実を図る。

また、出産・育児期を経て中年期の再就職を求める婦人のため、職業歴や家庭生活との調和を考慮した職業選択・訓練についての相談体制の整備、訓練職種の開発・設定、訓練技法の改善等を進める。なお、看護職員の一層の資質向上と専門職としての確立に資するため、看護研修研究センター（仮称）の設置、卒後研修の一層の充実を図るほか、潜在看護力活用のため、ナースバンクの充実等の施策を推進する。

(3) 雇用における条件整備

雇用における機会と待遇の男女平等を確保するため、その阻害要因の除去等必要な施策を推進するとともに、婦人の職域の拡大と就労条件の整備を図る。

ア 職業生活のあらゆる領域で男女が平等の機会と待遇を得られるよう、雇用制度、慣行の改善に努める。特に、労働基準法に定める男女の同一労働における同一賃金の原則をさらに徹底させるとともに、若年定年制、結婚・妊娠・出産退職制等の差別的制度については、指導計画を樹立する等、早急な是正を図る。

また、使用者に対して、採用、職場配置、研修訓練、昇進昇格等において、婦人に男性と同等の機会と待遇を与えるよう、雇用管理の積極的改善を促すとともに、労使に対する相談体制の充実を図る。

イ 雇用における男女平等を徹底するためには、男女が同じ基盤で就労できることが前提条件となるので、現在婦人に対して行われている法制上の特別措置について、その合理的範囲を検討し、科学的根拠が認められず男女平等の支障となるようなものの解消を図る。

ウ 婦人が従来のいわゆる女子向きの職種という固定観念にとらわれ

ず能力・個性に応じて専門的技術的職業その他幅広い職業分野へ進出するとともに、自ら能力の開発に努め、職場における婦人の地位の向上を図るよう啓発する。また、使用者が職場の条件を整備し、婦人の能力を広く活用するよう奨励する。公務については、女子の受験制限職種の見直しを行うなど、その職域全般に進出することを可能とするための条件整備に努める。

エ パートタイマーの労働条件の整備、雇用管理の改善等について必要な指導を行うほか、低賃金労働者の賃金の改善を図るため、最低賃金制の推進を図る。

(7) 育児等に関する環境の整備

婦人の社会参加の増大に伴い、婦人が多面的な役割を調和的に果たしうるような環境。条件の整備に努める。

ア 保育施設は、逐年増加を続けているが、なお整備を要する状況にあるので、今後、保育施設に対する需要の多様化に伴い、その基本的あり方を検討し、その整備に当たるとともに、保母の計画的養成、確保を図るため、養成施設を拡充し、修学資金貸付制度、産休・病休代替職員制度を充実する。なお、子どもを持つ看護婦が職業を継続しやすくするため、病院内保育事業に対する助成を推進する。

イ 勤労婦人が雇用関係を継続しつつ一定期間育児に専念することを可能にするため、育児休業制度の導入についての企業に対する奨励措置を拡充するなどその普及促進に努める。また、「義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」の円滑な実施に必要な措置を講ずる。

ウ 家庭の育児機能を強化・補完するため、児童館等児童厚生施設の整備、母親クラブ等地域活動の推進、校庭の開放の推進等生活環境の整備を図る。また、勤労婦人の総合福祉施設である働く婦人の家の機能の充実を図る。

(8) 啓発広報

男女平等と婦人の社会参加に関する気運の醸成に努める。そのため、婦人週間、婦人労働旬間、人権週間その他広範な機会と広報媒体を活用して、啓発広報を展開する。

3 母性の尊重及び健康の擁護

母性は次代社会の健全な発展のために不可欠であり、社会全体として、これに対する十分な援護態勢が確立されなければならない。

(2) 母性保護

勤労婦人が、妊娠・出産を理由として不利益を受けることなく、その期間を通じて健康を維持増進し、福祉を十分享受することができるようにするための施策の充実を図るとともに、母性保護のあり方を検討し改善に努める。

当面、労働基準法に定める産前産後休業等の規定の遵守を徹底させるとともに、勤労婦人福祉法に基づき、妊娠中及び出産後の勤労婦人が母子保健法の規定による保健指導を受け、その指導事項を守ることができるよう事業主に対する指導の徹底を図る。また、事業場における母性健康管理推進者の設置勧奨及びその資質向上のための対策を実施するとともに母性健康管理指導医の増員を図り、行政指導体制を強化する。

3 雇用、職業上の男女平等に関する裁判例

判決年月日	判決裁判所	事 件 名	被 告 (被申請人)	原 告 (申請人)	判 決 の 概 要
<結婚退職等> 41. 12. 20	東京地裁	雇用関係確認等請求事件	佐々木ノブ子	子	民法第90条公序良俗違反、原告勝訴(会社側控訴後84.3.7和解)
42. 9. 26	神戸地裁	従業員地位確認等請求事件 (結婚解雇)	豊田重典	勝野隆生	公序に反し、権利の正当な行使の範囲を逸脱、原告勝訴(確定)
43. 3. 29	神戸地裁	休業処分無効確認等請求事件 (結婚休業)	学校法人神戸学院 出 田 実 子	堀 口 隆 子	休業処分を有効とする事由が認められない。 (確定)
45. 8. 26	名古屋地裁	地位保全等仮処分申請事件	山一証券 山一隆勢 堀 尾 隆 子	堀 尾 隆 子	民法第90条公序良俗違反、憲法第14条、第13条、第24条の精神に反する。申請認容 (確定)
46. 12. 10	大阪地裁	仮処分申請事件	三井造船 堀 本 和 彦	堀 本 和 彦	民法第90条公序良俗違反、申請認容(会社側控訴中であったが48.11和解成立、備託として保留)
<若年定年> 44. 7. 1	東京地裁	地位保全仮処分申請事件 (定年退職男子55歳、女子50歳)	東急建設工業 志 賀 彌 子	子	民法第90条公序良俗違反、申請認容(会社側控訴中であったが47.12和解が成立)
46. 3. 18	盛岡地裁	地位保全仮処分申請事件 (定年退職男子55歳、女子51歳)	岩手県建設労働組合 協同組合連合会 大 沢 栄 子	子	民法第90条公序良俗違反、申請認容(確定) (46.4協議成立)
47. 4. 28	名古屋地裁	地位保全仮処分申請事件	名古屋放送 大 木 捷 代	代 子	憲法第14条の精神に反し、民法第90条公序良俗違反、申請認容
47. 6. 9	名古屋地裁	地位保全仮処分申請事件 (定年退職男子55歳、女子50歳)	名古屋放送 大 木 捷 代	代 子	原告勝訴 (会社側控訴)
48. 4. 27	名古屋地裁	本訴第一審、地位確認等請求事件(女50歳)	名古屋放送 大 木 捷 代	代 子	申請人勝訴(確定)
48. 5. 25	名古屋地裁	解雇禁止仮処分申請事件	名古屋放送 大 木 捷 代	代 子	申請人勝訴(確定)
48. 5. 26	(50歳定年制を適用しないことでの労働関係合成立)				
49. 9. 30	名古屋地裁	地位確認請求控訴事件 (第一審)	名古屋放送 大 木 捷 代	代 子	控訴人勝訴 (地裁判決と同一趣旨)(確定)

判決年月日	判決裁判所	事件名	被告 (被申請人)	原告 (申請人)	判決の概要
<男女別定年> 46. 4. 8	東京地裁	地位保全仮処分申請事件 (定年年齢男55歳、女50歳)	日産自動車株式会社	中本 幸子	申請人敗訴 男女別定年制(男子55歳、女子50歳)と男女別定年制が会社の営業内容、女子従業員とする就業規則が会社の営業内容を有する。職務等からみて合理的根拠を有する。
47. 5. 29	山形地裁	地位保全仮処分申請事件 (定年年齢男55歳、女45歳)	徳岡市農業協同組合	兼子 藤江	女性であることを理由として性による差別を肯定した就業規則の条項は無効。申請認容(確定)
48. 3. 12	東京高裁	地位保全仮処分申請事件(第二審)	日産自動車株式会社	中本 幸子	申請人敗訴 男女別定年制(男子55歳、女子50歳)と男女別定年制が会社の営業内容、女子従業員とする就業規則が会社の営業内容を有する。職務等からみて合理的根拠を有する。
48. 3. 23	東京地裁	雇用関係存続確認請求(本訴第一審)	"	"	原告勝訴(会社側控訴中) 男女の生理的機能的差があるとしても直ちに定年年齢について5歳の差を認める理由機能に差があるとは認められず、合理的理由とはならない。よって民法第90条により無効
48. 12. 11	静岡地裁	地位保全仮処分申請事件 (男57歳、女47歳)	伊豆シャボテン公園	原くに、日吉 米子ほか3人	申請人勝訴 民法第90条公序良俗違反(会社側控訴) 被控訴人(申請人)勝訴(会社側控訴上告)
50. 2. 26	東京高裁	" (第二審)	"	"	上告棄却
50. 8. 29	東京高裁	地位保全仮処分申請特別上告事件	伊豆シャボテン公園	原くに他4名	
<男女別賃金> 50. 4. 10	秋田地裁	不当利得返還請求事件	御秋田相互銀行	岡田 圭子 ほか6名	原告勝訴 男女別賃金給付を適用すること及び扶養家族の有無別本人給付を実施し、扶養家族のない男子には別に調整給付を支給して扶養家族のない場合と同額の本人給付を支給することは労働法第4条に違反(確定)

判決年月日	判決裁判所	事件名	被(被申請人)	原告(申請人)	判決の概要
49. 11. 29 <パートタイム等である ことを理由とする解雇>	東京地裁	地位保全等仮処分申請事件	東芝 レイ・オ・パング(株)	新井 順子	原告敗訴 30歳以上の男子及び既婚の女子を有期雇用 とする解雇基準は婚姻の自由を侵害するものでは なく、適法で本件雇止めは有効 (50.7和解)
50. 3. 27	大阪地裁	地位保全仮処分申請事件	朝日放送(株)	植村 多恵子 (他1名)	原告勝訴 有期労働契約であっても、その雇止めが実質 上若年定年を理由とする解雇と同様の機能を 有し、著しく苛酷な解雇として権利濫用によ り無効(確定)
49. 8. 7 <その他の解雇>	東京地裁	地位保全仮処分申請事件 (雇用契約更新拒絶)	ニール・フランク	古 木 信子	原告勝訴 被告が解雇の理由として主張する登壇上の事 由は全く、更新拒絶権の濫用により無効。 (確定)
47. 8. 24 <配雇転換>	横浜地裁	地位保全等仮処分申請事件	東芝鋼管(株) (一般職から現場 寮の事務への配転)	立 中 修子	原告勝訴 出賃をしたことを理由とする不利益処分であ り人事権の濫用により無効。
49. 10. 28	東京高裁	地位保全等仮処分申請事件	立 中 修子	東洋鋼管(株)	被控訴人敗訴 出賃等を考慮した配転が退職を促すためのも のとの判例は情測の域を出ず配転有効。
51. 7. 23	東京地裁	配転命令効力停止仮処分申 請事件(アナウンサー 番更室への配転)	日本テレビ放送(株)	村上 節子	原告勝訴 労働契約はアナウンサーとして採用するとし ており、配転命令は無効
51. 8. 20	宮崎地裁	配転無効確認請求事件 (アナウンサーから編 成部兼材料課へ配転) (一般職から技術課への配転)	宮崎放送(株)	酒田 登子 伊地知 真知子	原告敗訴 労働契約は解雇を規定していない。配転有効

昭和52年9月20日 発行

婦 人 労 働 の 実 情

— 昭和 51 年 —

婦人労働資料 No. 135

発行 労働省婦人少年局

郵便番号 100

東京都千代田区大手町1の3の1

印刷 大蔵省印刷局
